

# 平成26年第1回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成26年3月11日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成26年3月11日（火）午前10時00分開議

## 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 山田伸之君  | 2番  | 荒井眞理君 |
| 3番  | 駒形信雄君  | 4番  | 渡辺慎一君 |
| 5番  | 坂下善英君  | 6番  | 大森幸平君 |
| 7番  | 笠井正信君  | 8番  | 中川直美君 |
| 9番  | 大澤祐治郎君 | 10番 | 金田淳一君 |
| 11番 | 浜田正敏君  | 12番 | 中川隆一君 |
| 13番 | 中村良夫君  | 14番 | 村川四郎君 |
| 15番 | 佐藤孝君   | 16番 | 金光英晴君 |
| 17番 | 猪股文彦君  | 18番 | 金子克己君 |
| 19番 | 根岸勇雄君  | 20番 | 近藤和義君 |
| 21番 | 竹内道廣君  | 22番 | 加賀博昭君 |
| 23番 | 岩崎隆寿君  | 24番 | 祝優雄君  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

|          |       |        |       |
|----------|-------|--------|-------|
| 市長       | 甲斐元也君 | 副市長    | 金子優君  |
| 教育長      | 小林祐玄君 | 総合政策監  | 藤井裕士君 |
| 会計管理者    | 本間佳子君 | 総務課長   | 計良孝晴君 |
| 総合政策課長   | 大橋幸喜君 | 行政改革課長 | 清水忠雄君 |
| 世界遺産推進課長 | 石山勉君  | 財務課長   | 伊貝秀一君 |
| 地域振興課長   | 藤原淳君  | 交通政策課長 | 渡邊裕次君 |
| 市民生活課長   | 川上達也君 | 税務課長   | 原田道夫君 |

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 環境対策課長  | 名 畑 匡 章 君 | 社会福祉課長  | 深 野 まゆ子 君 |
| 高齢福祉課長  | 佐 藤 一 郎 君 | 農林水産課長  | 渡 辺 竜 五 君 |
| 観光振興課長  | 濱 野 利 夫 君 | 産業振興課長  | 羽 生 靖 君   |
| 建設課長    | 金 田 一 則 君 | 下水道課長   | 和 倉 永 久 君 |
| 学校教員育長  | 吉 田 泉 君   | 社会教育員長  | 小 林 泰 英 君 |
| 両津病院院長  | 塚 本 寿 一 君 | 監査事務局員長 | 島 川 昭 君   |
| 農業委員会会長 | 長 敏 宏 君   | 消防課長    | 深 野 俊 之 君 |
| 危機管理幹   | 本 間 聡 君   | 庁舎整備備幹  | 鈴 木 一 郎 君 |

事務局職員出席者

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長  | 源 田 俊 夫 君 | 事務局次長 | 中 川 雅 史 君 |
| 議事調査係 | 齋 藤 壮 一 君 | 議事調査係 | 太 田 一 人 君 |

平成26年第1回(3月)定例会 一般質問通告表(3月11日)

| 順 | 質 問 事 項  | 質 問 者 |
|---|--|-------|
| 5 | <p>1 引き算しか知らない欠陥行政に喝を入れる！(マイナス思考は行政の敵)</p> <p>(1) 市長約360万円(2年)、副市長約139万円(2年)の報酬削減は、マイナス思考の猿芝居</p> <p>① 島民が期待するのは、佐渡の活力の回復</p> <p>② その指導力がないなら、市長は辞めるべきだ</p> <p>③ 1,233人の職員と力を合わせて難局に立ち向かう意志が必要なときだ</p> <p>(2) 職員給与7%削減の提案は、国の方針とも逆行する暴挙だ(資料No.6～No.9)</p> <p>① この提案に副市長、総務課長はどのように対処したのか</p> <p>② 看護師を対象からはずしたいきさつについて</p> <p>(3) 1億や2億の金はすぐに生み出せる(本会議で具体的に示す)の足し算(プラス思考)の妙味について</p> <p>(4) 引き算(マイナス思考)がもたらした空港問題について(市政会報告No.4号、資料No.13)</p> <p>(5) 足し算(プラス思考)を覚えた職員の変化について(資料No.11～No.12、加賀議会奮戦記No.215号名鉄問題)</p> <p>2 合併特例債で両津病院は建つ！(足し算、プラス思考の発想)</p> <p>病院建設40億円の財源内訳は、合併特例債(国負担)27億円、市負担額13億円</p> <p>(1) 旧両津市民会館、給食センターをこの際合併特例債で解体、国が防災上すすめる高台に病院建設はできる</p> <p>(2) 老健施設を併設して、「新医療・福祉ゾーン」の構築を進める(資料加賀博昭両津市政報告No.265号)</p> | 加賀博昭  |
| 6 | <p>1 佐渡市非核・平和宣言の市長宣言について</p> <p>2 平成24年度、平成25年度の補助金、負担金事業の現況について</p> <p>(1) 件数、総額</p> <p>(2) ハード事業とソフト事業別の件数と総額</p> <p>3 補助金、負担金、交付金事業に関わる件について</p> <p>(1) 金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会について</p> <p>① 中心事業である後継者、指導者育成事業が皆無となった経過と責任について</p> <p>② はんが甲子園オリエンテーションにおけるやわらぎ上演について</p> <p>③ 映像の記録編集事業について</p> <p>④ 衣装と道具の製作事業について</p>  | 荒井真理  |

| 順 | 質 問 事 項  | 質 問 者  |
|---|--|--------|
| 6 | ⑤ 実績報告書の審査並びに今後の審査体制について<br>(2) 離島漁業再生支援交付金流用事件について<br>① 実績報告書、領収書などの改ざん、偽造について<br>② 流用と使途について<br>4 補助金、負担金、交付金事業とNPO法人について<br>(1) 佐渡市入札参加資格者名簿に登録されているNPO法人の数<br>(2) 平成24年度におけるNPO法人の事業報告書並びに会計収支計算書を提出していない法人数<br>(3) NPO法人の認証の取消しについて   | 荒井 眞理  |
| 7 | ◎ 佐渡市将来ビジョンについて<br>(1) 財政計画<br>(2) 新庁舎建設等基本構想<br>(3) 成長力強化戦略<br>(4) 観光等交流人口の拡大<br>(5) 佐渡活性化のための人材の育成・確保  | 大澤 祐治郎 |
| 8 | 1 住宅リフォーム支援事業について<br>過去2回の実績と平成26年度実施の可能性<br>2 地域審議会について<br>合併特例債発行可能期間が5年間延長された。地域審議会も5年間延長し、地域問題について諮問する必要はないか<br>3 新穂行政サービスセンターと新穂地区公民館について<br>(1) 旧新穂村時代に建設された新穂地区公民館はなくなり、その機能は新穂行政サービスセンターに入っている。行政サービスセンターの窓口業務をトキのむら元気館に移した場合、地区公民館をどのように考えているか<br>(2) 合併特例債を活用し1億円くらいの木造建物を建設してはどうか<br>4 新穂地区体育館について<br>教育委員会が老朽化による安全性の心配を強調しているが、当該施設が避難場所に指定されているのは何故か<br>5 新穂歴史民俗資料館について<br>平成25年12月定例会の一般質問において、市長は地域との話し合いで妥協点をじっくり詰めよと発言したが、妥協点が見つかるまで現状どおりと考えて良いか | 渡辺 慎一  |

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） おはようございます。加賀博昭でございます。

テレビをごらんの皆さん、お変わりございませんか。きょうの質問は2つです。引き算しか知らない欠陥行政に喝を入れる、もう一つは合併特例債で両津病院を高台に建てるという提案であります。

ここで市長に申し上げたい。きょうの質問資料に今から30年前の昭和58年8月20日発行の「加賀博昭議会奮戦記」215号と平成6年、今から20年前の「加賀博昭両津市政報告」265号を資料ナンバー14で渡してあります。議員の皆さんにも渡してありますこれであります。有名な親が赤字で子が赤字の両津市に病院が建てられますか、国に厳しく指摘されました。小沢、近藤両代議士の「両津市には過ぎたる施設。両津がやりたいと言うから協力したが、後が大変です」、こんな祝辞をもらいながら、さらに伊豆野市政では、佐渡病院に建つはずの老健施設を特別養護老人ホーム歌代の里議会の加賀議長が議員を引き連れて県と交渉し、見事にすこやか両津を完成させて、3点セットを1カ所につくり、病院で121人、歌代の里で69人、すこやか両津で80人、合計270人に公務員の給料15億9,000万円を払い、洗濯、食材等の外注で18億円の経済効果を上げております。この事業の出発点は保守の故市橋保雄市長と日本共産党議員加賀博昭の知恵の連係プレーが生み出したものであります。その市橋市長のブレーンの一人、湊地区の大親分、中川吉右衛門、かつての議長であります。市橋市長に「今頼りになる議員はだれか」と聞いたら、「大きい声では言えないが、加賀博昭だ」と、こう言うたと言われております。それがご縁で「市橋保雄追悼集」、許可も得ての256ページ、「市橋市長は、一人の野党議員の言論には常に注目していた。政治的立場の違いはあっても、野党の彼にはある種の尊敬の情を持っていた。その人物は加賀博昭であり、これを寄贈することになった」と言って持ってきたのは奥田義昭君であり、今も忘れはしないが、昭和57年11月17日、「今度の市長選挙は無効です」、私の一言が全国を駆けめぐり、市橋市政が終わりを告げ、伊豆野市政が誕生するのだが、この激動の歴史の中で病院、歌代の里、すこやか両津の3点セットが生まれたものである。加賀市政報告265号には詳しく載っておるが、行政も議会もこの機会に学んでほしい。加賀博昭の質問は、良薬であるから苦いが、しっかり飲んで学べば行政の良薬になります。連合艦隊司令長官山本五十六は、教えてやってさせてみて、結果褒めてやらねば人は動かぬ、上官の命令は絶対服従の軍隊でも組織を動かす力のきずなが大切だということを語っておる。甲斐市長の消費税8%を前にした職員給与7%カットの暴挙を山本五十六に語らせれば、教えてやらさずさせもせず、いきなり給与カットでは市長の信頼地に落ちる、こうなりませんか。

改めて加賀質問資料ナンバー1を見てほしい。市長は、報酬20%カットといっても59万8,000円、人口10万人未満市の最低より15万500円高い。副市長も2万7,000円高い。我々議員並みにすればもっと減らして当然である。ただ、報酬や給料を減らすのは能無しのやることで私は反対なのだ。

資料ナンバー6を見てください。40歳から49歳の医療職(2)、これは病院の検査技師です。26万9,000円です。全国最低の議員26万8,200円よりわずか939円高いだけです。千円札1枚の差でしょう。怒り出すのは当たり前です。こんな暴挙の言いわけに市長、副市長の報酬引き下げはこれだけだとすれば申しわけないが、猿芝居だと批判せざるを得ない。こんな暴挙で進めようとしたお金は3億4,420万円で、何に使うかといえば資料ナンバー9の事業に使う。裏返しにしてください。1の保育料の2人目から無料約1,800万円に始まり、集落営農・農地集積事業8,550万円、市長が旅行ばかりで地についた成果は余り上がらない販売網構築事業2,000万円、世界遺産登録推進事業4,100万円、小木直江津船舶建造4億6,200万円に至ってはあいた口が塞がらぬ。だから、私は欄外に職員に船を買わせるのかと皮肉っておいた。船は、合併特例債で買ったはずですが。これでは1,233人の職員は意気消沈、やる気を失ってしまう。まさに殿ご乱心の所業であります。副市長は何をしていたのか。あなたは、就任の挨拶で「真野町職員に採用された折、町長は「町のために知恵を出せ。知恵がなければ汗流せ。それもできなきゃやめてもらいたい」、こう言われた。甲斐市政にやめてくれと言われぬよう頑張る」とあなたはここで挨拶をした。殿のご乱心にどう対処したのかお尋ねをしたい。

加賀資料ナンバー6の医療職の(3)が看護師だ。40歳から49歳は2万1,899円月給が下がる。やめてよそへ行きますと抵抗した。そしたら、市長は腰砕けて医療職は外すことにした。これでは職員の結束など凶れるはずはない。1,233人は動きません。加賀資料の冒頭、1億や2億の金はすぐに出せる、本会議で示すと公言しているから示しましょう。資料ナンバー1、保育料2人目から無料で約1,800万円、これが必要です。議会の中には保育園の民営化を叫ぶ者がいるが、実態を知らない。民間保育園は、保育料の請求はしない。その結果、平成24年度決算で1,800万円の未収金がある。平成21年度までの累計で見ると6,300万円になっている。保育料の未納があっても民間保育園には年間1億9,400万円の運営費を市は払っている。4年間の未納金6,300万円と同額の運営費の支出で見れば1億2,600万円になる。職員給与3%カットで得られるお金は約1億5,000万円です。保育料の徴収改善で3%のカットは要らないことになる。甲斐市長の引き算、加賀博昭の足し算、マイナス思考とプラス思考の勝負はこれについておる。2回目以降の質問でさらに各分野にわたって明らかにする。

マイナス思考の最たるものに佐渡空港問題がある。高野市長も甲斐市長も旅行は得意だが、内政戦略、対国県交渉はゼロだ。地権者同意では、議会の申し合わせを破って加賀博昭は5カ月副議長にとどまり、佐交第44号の知事との約束が果たせないから市長をやめると辞表を懐に高野市長が私のところへ相談に来た。12人のうち8人のPI同意をとって残り4人になったから、私は平成22年9月30日に副議長を辞職した。あれから3年6カ月、市長に戦略がないのと職員に知恵がないから何もしていない。悔しかったら反論してみなさい。

これに対してある重大な事件で加賀博昭に指導を願った職員がいる。答弁を必要とする課長のみに資料ナンバー11と資料ナンバー12を渡してある。高野市政が平成20年4月30日、違法な方法で農協から農地を借り受けた事件は、農協が農民に水田10アール当たり268万4,000円を支払って終結したが、そのてんまつ

書である。資料ナンバー12が課長と担当が2日かかってつくった文書。自信がないから、加賀の教えを受けて1時間でつくったのが資料ナンバー11です。内容は詳しく申し上げられないが、優劣は歴然としておる。資料ナンバー11ができた段階で、よくできました、課長に農協に持参するようにと言うと、担当は生き生きして、「いや、加賀さん、俺が持っていく。俺が持っていきます」、こう言うのです。山本五十六の教えてやってさせてみて、結果褒めれば人は動く、そのとおりではございませんか。

もう一つ、私はすこやか両津、100%介護病床を埋めると職員にハッパをかけている。女性介護士に本庁の玄関でばったり会った。「加賀先生、すこやかです。いつもお世話になっております」。労働強化を迫る私に働く職員を誰よりも愛していつも助けてくれる人と思うから、この挨拶が出るのではないのでしょうか。

次に、資料ナンバー9の3について、加賀博昭が企画した佐渡土産について発表します。みんな待っておるのだ、これ。佐渡を離れる観光客が最後に立ち寄る仲見世商店街、従業員がこれぞ佐渡土産というものはないかと観光客に聞かれるのが一番困ると言っておる。それにずばりお答えします。いいですか。これから出します。ゼンマイ昆布あごだし煮しめ、これがあごだしのだしだ。羽茂大橋つくられておるもの。包装も立派です。630円。佐渡産昆布、余り売られていない。これは500円。それからもう一つが佐渡産のゼンマイ。これを私は200円で売ろうとしている。セットで売するにはこのあごだしを少し小さくして500円にしてもらったほうがいいと思う。セットで1,200円。これはもう一つ工夫が要る。各旅館で佐渡産あごだし煮しめを出していただく。そこで商店街は、お客さん、あごだし煮しめ食べましたか。これがセットで1,200円でございます。有名調理師先生の説明も入っております。地方発送もできます。これで爆発的に売れます。これでゼンマイ畑、山ですが、手入れがされます。昆布の生産はワカメを追い抜くでしょう。

おしまい、両津病院の建てかえです。資料ナンバー14を見てください。私と故市橋市長、私と故伊豆野市長の知恵の限りを尽くした足跡です。昭和50年は、予算規模52億円、そのときに毎年2億円の借金なしを30年間行う決断から見れば今は楽なものです。きょうは、凶らずも3.11、東日本大震災の日であります。政府は、病院は高台にと言っております。両津文化会館、給食センター、公民館を合併特例債で解体して建てれば、まさに時宜を得た事業です。その際歌代の里とすこやか両津を民営化する、病院のそばにミニ特養とミニ老健を隣接することを経営移譲の条件とします。そうすれば、病院の隣に介護施設がすぐれた機能は継承されて残ります。職員は150人そこに移ります。

以上を申し上げて第1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、加賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大変勉強になりました。私も膨大な資料をゆうべからずっと読ませていただきました。できることならば両津市の時代に議員ではなくてなぜ市長になって頑張っていただけなかった、このことが非常に残念であります。

地方交付税の一本算定となる平成31年度に向けまして、その中で財政計画における人件費との整合性を

図り、財源を確保するためには、私自身やりたくはないけれども、苦渋の選択となったこのことを判断をいたしましたわけであります。確かに議員がおっしゃるようないろんな点で節約をしながら、工夫をしながら出していくということももちろん大事でありまして、今回職員との間ではそのことも約束をし、話し合いをした結果、今回のこの段階に至ったわけであります。さらに、猿芝居というようなお話もございましたけれども、職員にこの大変なときに給与を削減をするをお願いをするわけでありますから、まず私自らが率先をして給与を下げている、これは市長として当然のことであるというふうに考えたものでありまして、当然副市長、教育長にもお話をし、お願いをしたわけであります。

議員ご指摘のとおり、佐渡を浮き上がらせるためには市民自らの活力の回復、活性化を図ることが最も重要なことでもあります。特にそういう意味におきましては、今議員は何か旅行なんていう話がありましたけれども、決して私は旅行しているつもりは全くない。そういうことではございません。私流に言うなれば、芽出しと橋渡しをしてきたわけでありまして、私は人にほら吹くのは嫌なたちでありますので、余りPRはしておりませんが、確実にその成果は出ているというふうに思っております。今いろんな昆布とかそういうものもお示しをいただきましたが、確実に今佐渡汽船の売り場に行きますと佐渡産のものの数がふえていることは皆様方ご存じだと思っております。そういうことを今までもやってまいりましたし、昆布についてもこれをさらに拡大をし、佐渡を1センチでも2センチでも浮き上がらせる、そのために一生懸命努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、副市長とか総務課長は一体何していたのだと、こういうようなことでございましたけれども、これは今申し上げましたように苦渋の選択をさせていただいた、そして削減をせざるを得なかったわけでありまして、副市長、総務課長等々と相談をしながら、この判断のもと内部協議をし、組合交渉も進めていったつもりであります。

看護師につきましては、これは佐渡だけではございませんけれども、なかなか公募をしても集まっただけません。これは、佐渡だけではございません。そういう意味におきまして、これから医師や看護師といった医療技術者については大いにPRをしながら何としても確保に当たっていかねばならないわけでありまして。そういう中において、医療技術者につきましては基準に基づいた配置数が必要でありまして、不足することになれば経営にも影響が出ます。また、診療にも影響を及ぼし、このことがひいては市民にも大変迷惑をかけるわけでありますので、医療職の給料表の適用者は給与削減から除外したものであります。なお、詳細については両津病院管理部長から説明をさせます。

すこやか両津のベッドの稼働率につきましては、入所希望が多数ありますことから、稼働率向上に向けまして施設としても今努力をいたしているところでございます。引き続き努力をしてまいりたいと思っております。詳細については、高齢福祉課長より説明を申し上げます。

次に、空港の問題であります。昨年の12月に施行されました交通政策基本法には、国の施策として離島の交通事情に配慮しつつ大規模災害時の代替交通手段の確保などを講ずることが規定されておりますが、この中で国が直轄事業として空港整備を行うということは想定をされておられません。ただし、国は施策を実施するために必要な法制上、または財政上の支援を講ずることとしておりますので、この法律が我が佐渡空港整備の推進力になることは間違いございませんし、これを積極的に活用してまいりたいと思っております。さらに、今後は自民党の離島振興特別委員会等でお出されております特定国境離島地



域の保全及び振興に関する特別措置法案、これの早期法制化や交通政策基本法計画への離島空港の必要性というものをあわせながら、全国離島振興協議会など関係団体と連携をしながら国に積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

同意状況でございます。なかなかとれない、怠けているのではないかとということでもあります。決して怠けているわけではございませんが、交渉も大詰めを迎えている段階でございます。早期に地権者の同意を取得しながら、市議会からもその段階になりましたらご支援をいただき、県議会等への働きかけ、これをこれからもお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

全職員の士気の高揚を図るということは、これはもう最もそのとおりでありまして、佐渡市行政の運営は私一人でやっているわけではございませんので、職員一丸となってこれはやっていかなければならない。そのときにはマイナス思考、そういうことだけではなくて、プラス思考というものに切りかえていくということは当然のことであり、そのことによって職場が生き生きと風通しのよい前向きな発言が多くなるような、今もあるわけではありますが、さらに多くなるような職場になることを組織全体としてこれからやっていきたいと思っております。そのためには、何といたっても縦横の連携が必要でありますし、もう一つは悪いところばかり探しではなくて、いいところも探してそれを伸ばしていくということが大事であるというふうに考えております。そういうものを通しながら、職員のやりがいやモチベーションの向上を目指しながら、結果としてこのことが市民サービスの向上につながっていくということでございますので、頑張りたいと思っております。

次に、両津病院の耐震の問題であります。現在審査中でありまして、正式な結果が届いておりません。私どもは、設計者の途中経過としての状況報告から耐震工事が必要であるだろうと推測をいたしておりますが、今後その結果を踏まえながら早急に検討していかなければならないというふうに考えております。ご提案のありました件につきましては、佐渡総合病院や他の医療機関との役割分担を十分検討しながら、今後のあり方についてさまざまな課題を検討してまいりたいと思っております。詳細は、両津病院管理部長に説明をさせます。

いろいろとご指摘をいただいたわけではありますが、私どもも知恵を絞りながらよりよい市政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） ご説明をいたします。

医師や看護師などの医療技術者は、それぞれ配置基準が定められておりまして、一定の基準を確保しないと基準を維持できない状況にあります。また、看護師の状況であります。募集をしても応募がないという大変厳しい状況があります。こうした状況の中でも、私ども病院独自に手当制度などの見直しも必要であり、特殊勤務手当の見直しを昨年からの協議をしてまいりました。役職手当の廃止を労働組合のほうに提案をして協議をしてきたところですが、病院独自のこうした給与削減が行われる見通しの中でさらに給与の一律カットというのは二重の負担になることから、今回の給与カットについては医療職給料表を適用している職員は対象から除外をしました。医療技術者というのは、大変病院にとっては重要な戦力ですし、離職する引き金にならないよう配慮したこと、それから看護師の確保に向けて全力で取り組むことを方針

として掲げていますので、今後さらに労働条件の改善や離職防止といった新たな確保対策も含めて全力で努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、耐震診断の件であります。両津病院の耐震診断については補強工事は必要との判断になるだろうというふうに推測をしております。先ほど市長が申し上げたとおり、審査結果が正式に届いていない段階で物事を決定をするというわけにはいきません。しかし、補強工事が必要となった場合、両津病院は耐用年数が39年、つまり病院というのは耐用年数が39年というふうに定められておまして、既に32年が経過をしております。それから、補強工事の概算額がおおむね3億円ぐらいは必要になるだろうというふうに見込まれています。それから、両津病院の地盤高ですが、都市計画の図面によりまして3.1メートルであり、地下に自家発電装置や、あるいは熱源装置、こういうものが病院の心臓部と言われる部分が地下に設置をされています。そういう意味では、津波等による浸水の危険もあるというふうに思っています。建物が残ったとしても病院の機能が失われる可能性が非常に高い状況があるというのは事実であります。またもう一つは、診療を継続しながらの補強工事には騒音や振動など療養環境が著しく阻害をされます。そうしたことから、補強工事はなかなか困難だと判断をせざるを得ないというふうに考えております。こうした状況を十分に認識しながら、耐震診断の結果を踏まえ、早急に関係機関や関係部局との調整、協議を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明をします。

すこやか両津の経営状況についてのお尋ねを先に説明をさせていただきたいと思っております。過去3年のベッドの稼働率の推移を申し上げます。平成22年度が93.4%、23年度が95.2%、24年度が92.7%でございました。これに伴うサービス収入の推移につきましては、22年度が4億4,251万2,000円、23年度が4億5,148万円、24年度が4億4,343万2,000円となっております。また、一般会計繰入金の額でございますが、平成24年度決算で1億2,774万2,000円という現状でございます。この一般会計繰入金につきましては、削減することで目標を掲げてやっておるものと同時に、議員からご指摘ありましたすこやか両津の100%という目標についても努力をしておるわけでございますが、いろいろ諸事情によりまして達成というのはなかなか難しい要因がございますが、目標を掲げた以上100%ということにできるだけ近づけるように努力を職員一丸になってしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、今の高齢福祉課長のほうから聞く。

100%にした場合に現在の4億5,000万円というのはどのぐらいの収益になりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

100%を想定した場合でございます。24年度決算、先ほど申し上げました4億4,343万2,000円でございます。これを100%と仮定をさせていただきますと4億7,466万6,000円ということで、差額につきましては3,093万4,000円という形で試算をしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では聞かぬが、介護施設というのは大変厳しいので、ゼロコンマ幾ら足りなくてもいきなり30%カットされるのです。これは、法第何条によって定められておるか、知らない議員さんもおりますので、説明ください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

減算の関係でございますが、これにつきましては非常に厳しい基準があるということでございます。これは、平成12年厚生省告示第27の12ということが根拠でございます。減算のパーセンテージは職員が足らなくなると30%カットということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それではお尋ねしますが、平成25年度に補正しておりますが、介護士の募集を7人して、7人しかできないから、300万ばかり減額してあるが、これを高齢福祉課はかかわり合いを持ったのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

議員のお尋ねは、産業振興課の事業の関係だと思っておりますが、補正予算のことは存じておりませんでした。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、産業振興課に聞く。

これは、高齢福祉課と密接な関係があるのですが、このことについて相談をしてこの事業を進めた経過がございませうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

平成25年度予算については、当初予算のときにはご相談をしなかった、私のときにはご相談をしなかったと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、どうですか。これでは100%できない。だから、私はこう言っている、すこやかや両津の介護士に。退所する人は午前中と、入所する人は午後と。その間何をするかと。掃除してすぐに入れるようにすると。それにはこれを決めて徹底せよと。もう一つ障害になるのが看護師とか介護士が確保できなければできないのですよ。これについて市長は注意を含めて担当課に指示をしましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 看護師の確保につきましては、いろんな点でこれ相談もしていますし、こういう方法でどうだということやっておりますが、この件については実は私も知りませんでした。申しわけなかったと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 副市長は、こういうところ目を光らせなければならないのですよ。あなたは、これに対してどう対応しましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

副市長。

○副市長（金子 優君） この件加賀議員からお話は聞きました。その事実というのは、お話をしましたけれども、済みません、調整までは至りませんでした。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、あなた、答弁のついでに聞きますが、7%カットするということを市長が発表したとき、これは私は暴挙だと思うのですよ。さっき第1回の質問で具体的にお尋ねをしましたが、これやったら甲斐市政は職員からスカンを食うぞと、そんなことやってはならぬよ、市長と。これは、あなた何だかんだ言うたってブレイン第1号なのですよ、副市長というのは。私が副市長なら、市長、待った、そんなばかやるなら俺の首切ってからやれぐらいのことは私なら言いますよ。あなたどうでしたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

副市長。

○副市長（金子 優君） 7%カットにつきましては、そもそもがこのビジョンをつくったのも我々皆庁議でいろいろ検討しながらつくった人件費の推計でございます。その中で市長がビジョンに合わせた部分の人件費、平成26年度分は職員のカットで対応するよということで話をしました。これもともとと言うと7ではなくて10%ぐらいカットがスタートです。だけれども、県基準にいろいろ合わせた経過もありますし、職員組合との交渉の中で一生懸命総務課長とも一緒に相談をしました。結果として3%に落ちついたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、これは非常事態宣言だと思うのです。そういうふうになる。これは、あなたが出した資料です。病院は、3月退職看護師の補充が認められない。確保できない。その場合は1病棟

閉鎖せざるを得ないと、こう書いてあるのです。あなたは、これ見て全職員に看護師確保せよとハッパかけなければならないというふうな認識に立ちましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この看護師の確保問題というのは、もう何においてもやらなければだめだということで、まず最初にやったのは佐渡総合病院、両津病院、相川病院の院長から来ていただきました。私のところへ来ていただいた。こういうことではとてもだめだから、全員でとにかく何とかしていこうということが第1点、そこで話し合いをいたしました。もう一つは、県のほうに、私の聞くところによると、これちょっと間違っているかもわかりませんが、聖路加病院のほうから看護師さん、優秀な看護師さんが看護師確保という立場で参加か何かで県庁に入りました。この方にも相談をしなければならないということで、総合政策課の補佐を派遣をいたして検討いたしました。そういう中で、これはチーム佐渡というものを組んだわけでありますので、これを活用しながら、ことしはもう積極的にやろうというのがまずハッパの一つです。もう一つは、退職者、60歳にならずに退職をした看護師さんが私の周りにもいるわけでございまして、その看護師さんにどういう対応をとったらやめないでいるのか、あるいはこれからどういう形でやっていけるのかということについて、そのときに一番彼女らが困っているのは親の介護なのです。親の介護をしなくてはならないから、どうしてもやめざるを得ない。給料の問題ではないということになれば、では親の介護に対してこれからいわゆる福祉施設との間でどう連携をとるのかということも総合政策課に指示をしたところでございまして、そういう意味ではとにかく何とかしなくてはならないということをお話を今いたしておるし、またこれを行動していかなければならないというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 生易しいことではだめだ。具体的なお話ししましょう。そこのやはたの里、あそこに特別養護老人ホームってあれあるのだ。私先般伺いまして、去年、おとし、おまえさんのところに貯金はどのくらいあると聞いたら7億あると言った。その後工事に金使ったはずだと。今は幾ら残っておるか。申しわけないが、8億になっております。その鍵は、私のほうから申し上げた。おまえさん、看護師がやめそうになるとその看護師を含めて、おまえ、かえの看護師探してこいといってハッパかけておるだろうと言ったら、そのとおりと。そうすることによって自然増収で1億円金がふえるのですよ。1年間5,000万。あなた3%なんてけちくさいこと言わないで、3%返すから、全力を挙げて看護師、介護士の確保を図れと。

では、もう一回、もう一つ私提案します。現在看護師と、それから保健師を退職してまだびんぴんしておるのが55人おるといふに私は見ておるのですが、間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変申しわけありません。55人かどうかわかりませんが、いっぱいいるということも把握をいたしております。先ほどの話の中で把握をいたしておりますので、その方々とどう連携をとるかということももう動き始めましたので、ただ55人というのはちょっと今のところ把握していません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それ確保して、その数字がわからぬようではハッパかけたってダメなのです。看護師というのは、病院は夜勤があるのです。厳しいのです。だから、高齢の人は介護施設へ、そういうふうにしてみんなで力を合わせて、今は佐渡島にとって一大事なのだと、そこでひとつ力をかしてくれ、頑張ってくれやと、これやらなければだめだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりだと思っていますので、ことしはもうこれ最重点でやっぱりやっていかなければならないと思っております。そういう形で今職員とも、あるいは病院の院長先生方とも話をしているという段階でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 総合政策課長はどうか。おまえさん、この仕事だろうが、総合政策。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明します。

今チーム佐渡について関係課と打ち合わせをしております、看護師体制については連携しながらやっていきたいというふうに考えています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今市民の目は厳しいのです、あらゆる面で。だから、この報告が語るように私と選挙を厳しく戦った相手を、市長になると私は応援してこれだけのことをやったのですよ。私というのは、選挙は選挙、終われば市民のためにどうするかということで汗かいてきた、そういう性格を持った議員なのです。だから、あなた、高野さんも助けたけれども、あなたも助けてあげますよ。そのかわりしっかりやってもらわなければならない。

そこで、ちょっと困った情報が入ってきておるので、あなたに聞きますが、実はトキの森公園、トキふれあいプラザというところ、あれは議会はあれの附属機関みたいに、例えば喫茶店だとか、あるいは物を売るところ、こういう公設公営ということを高野さんが言うたから、それはだめだということで蹴った。そしたら、それはもう公設公営はやめたのだ。ところが、加賀博昭でないこんな質問はせぬだろうということで恐らく情報が来るのだらうと思うのですけれども、大変な情報が入ってきておる。私は、決して企業の妨害をしようとは思わないのです。ただ、市長はやたらと権力者と癒着すると、こういうこと言うのだ。私は、そうではないと思うのだけれども、市民はそういう見方をしておる。そこでここに、私こんなもの持っておるわけではないのだ。株式会社佐渡しまま一という、仮名で書いてあるのか読みにくいのですが、これが25年の10月17日にトキふれあいプラザで仕事をする会社として立ち上げておるのです。ところが、市民が厳しく言うているのは、ここに議員が3人おると。議員というのは、市長に次いで権力

を持っておるのです。普通の住民が何か市役所行って言うたって何も聞かぬけれども、議員が行くとやっぱり耳をかすという。そこで、ここに議員が3人おるのです、と思われるのです、議員がかかわっておるという。しかもそれは、これだけ言うておるのだから、ざっくり言いましょう。地域政策研究会に私はかわり合いのある者だろうと、こう思うのです。こういうことはやっぱりよくないと私思うのです。だから、あなた、立派な政治やってもらいたいし、私は力かします。しかし、この辺のところはやっぱりきちっとしたほうがいいと思うのですが、あなたこの事実知っていましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） トキの森公園の中の販売の施設、これは前市長のときに公設ということも話がありました。これはだめですよという話になった。トキの森公園というのは、今トキふれあいプラザをつくってやっている。あそこに3軒のお店屋さんが入っているわけでありますが、何とかして地産地消ということこれからやっていかなければならないという形で、これは両津のある組織がございまして、組織といいますか、団体がございまして、そこに対してあなた方はこれを自主的に運営する気持ちがないかということの働きかけをさせていただきました。その団体が自ら今やっているわけがございまして、佐渡市のほうから補助金が出ているとか、そういうことでは全くないので、そういう意味では地産地消、佐渡のいいものを売っていこうと、そしてあのトキの森公園というものの活性化を図っていこうということでありますので、私はそういう段階で今まで進めてまいったということがございまして、なお、詳細につきましては、これ副市長をヘッドとして今やっておりますので、その辺はたまたもし不足ならば説明を申し上げますけれども、そういう段階がございまして。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それ必要とあらば答弁させるというので、答弁してください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

副市長。

○副市長（金子 優君） 市長がああ場所で地産地消というようなことで物品販売をしたらどうかという提案を受けました。今我々がやっていることは、あの土地は市が借りておる土地がございまして、その提案がありまして、その提案の選考につきましては、これは農林水産課のほうにお任せをしたわけがございまして、農林水産課のほうにああ場所を管理しておる主幹もおりますし、地産地消については産業振興課で担当しております。民間と民間ということがございまして、ただ土地については我々がお借りをしているわけがございまして、その辺は土地所有者と利用者としてしっかりと中に入って調整をするようにという話をしました。今議員さんが入っておられるというのは、済みません、中身については私よく承知をしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これさっき会派の名前言うたから、そのうちの3人だということになれば、これ以上市民の前にさらすことはないから私は言いません。しかし、議員が3人入っておるということは、議員

は権力持っておる人間なのです。市長といろんなこと話ができる立場なのです。だから、恐らく民間人が怒ってこんなものを、私こんなもの全く興味ないのですが、私のところへ送ってきたのだらうと思います、ゆうべ遅くなってから。だから、こういう点も、市長、しっかりと市民に誤解を招かないように、場合によれば副市長に厳しく注意をして対応すると。明らかに議員の名前入っておるのですよ。それから、議員の会社の名前が入っておるのですよ。これは、やっぱり政策的にもうまくないと私思うので、ご注意を申し上げておきますが、それではもう一つ、今度行政の立場で申し上げます。地産地消と言うけれども、それでは平成25年度補正でもってこの地産地消の予算を減額補正しておるでしょう。幾らですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明いたします。

地産地消の生産拡大の支援事業ということで230万、3月に減額をしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これ写し持っておるのですが、地産地消拡大でもって230万。それから、恐らくこれもかわりあるのでしょうか。地域資源活用調査、これ300万。530万削減されているのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

地域資源活用事業の300万につきましては、来年度のバイオマス都市構想の事業費のものが国からの採択が認められなかったということで、歳入と歳出を落とさせていただいたものでございますので、地産地消とは直接関係ございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そうすると、庭先集荷というのでもかわり合いがあるので、これ80万。地産地消との関係で280万の減だと私思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 説明いたします。

庭先集荷の委託料減につきましては、これシルバー人材センターに庭先集荷の集荷をお願いするところでしたが、地域おこし協力隊とか職員による集荷を行ったことから、これが減額ということで80万、さっきの230万の中に入っております。それから、残りの150万につきましては、学校米飯の給食費の補助金の減ということでありまして、これにつきましては、新潟県の統一米の価格とトキ認証米の価格差が少なくなったということで、その差額でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、こういう地産地消という大事なところに全く力入っていないのですよ。これ



は、やっぱりあなたから厳しく言わなければならないと思う。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡の活性化というのは、私は何度も申し上げていますが、大きな企業を呼んできて雇用を確保するというようなことはできない、これはもうはっきり申し上げています。そういう中において、佐渡にあるものをどううまく活用し、さらに付加価値をつけて外へ出して外貨を獲得するか、もうこれしかない。したがって、このことに対して一生懸命やっているわけでありますから、当然職員についてもそれ以外のこと考える必要ない。このことについてはこれからも厳しく、厳しいというのはおかしいですけれども、本当に佐渡の活性化の場合これしかないのだということをさらにこれからも強く言ってまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私先ほどゼンマイ昆布あごだし煮しめというのをやった。これは、私にいろいろ教えてくれた人がいる。もう名前言いましょう。個人なのだけれども、一度名前出してやりたいなと、こう思っている。交通政策課の中に伊藤芳男君というのがいる。彼の奥さんです。彼が私に、「加賀さん、お煮しめと煮しめの差は何だか知っていますか」と、こう言って、私全くわからぬから、わかりませんと言った。煮しめにはお煮しめにはない、これスケトウです。これきょうの質問のためにわざわざスーパー行って買ってきた。480円。ところが、ここが悪い。焼きスケト、アメリカ産と。これでは地産地消にはならぬわけですよ。だから、私はきょうは出さないで隠しておいた、何を言われるか。ホテルはこうやらないといけないのです。いいですか。ベースになるのは、ゼンマイと昆布とあごだしですよ。だから、魚を入れるということは、あごだしでもって私は満足することができるだろう。それで、旅館がやらなければならぬのは焼きとコンニャクです。それにニンジン、ゴボウです。これとかまぼこです。これを入れて食べさせて、料理うまくなるのです。そうしたら、さっきの私のあごだし食べましたかと、こういうところへつながっていく。こういうふうには政策というのはつながっていかねばだめだ、私はこう言うておるのですが、これは私のきょうの質問のあなたに贈る最大の目玉のプレゼントだと思っておるのです。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 加賀議員がご指摘のように、私は全く加賀議員と同じ考えを持っているのです。それを今も進めているのです。でも、なかなか1本の線、1本の面として結びつかないで、どこかでぷつつ、ぷつつと切れるのです。これは、市民自らが取り組んでいくということなのです。このことも一緒にあわせて今やっているわけですので、ある日突然ぱっと線が1本につながるというようなことはなかなか難しいので、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。戦略がない、戦術がないと言われればそれまでかと思えますけれども、そういうスタンスで今一生懸命取り組んでいるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 1億や2億はちょっと出せてみせるわと私は公言しているのですけれども、文書で書いて出しておる。

それでは、聞く。国保の滞納額が平成25年1月31日で3億5,100万あると承知していますが、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 今加賀議員がおっしゃった数字は、現状間違いございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それを階層で私が分析してみると、所得ゼロというのが3,600万持っておると思いますが、間違いありませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 所得階層別の滞納金額につきましては、昨年の決算審査報告に出した数字が最新でありまして、その後現状のものを所得階層別にしたものは、今は私どもは持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、聞いていますか。俺がわかっておるのに向こうがわかっていない。こんな情けないことではだめですよ。時間がないから、それは私の数字が正しい。

では、その次に聞くが、市営住宅の滞納が6,000万ありますが、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） 数字に間違いはございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは聞きますが、保育料の滞納額が6,309万あると思いますが、間違いありませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） ご説明をいたします。

保育料の滞納額ということで、未収額でございますが、こちらにつきましては1,859万7,026円、こちら公立、私立合計の額でございます。

以上でございます。

〔「いや、私が言うておる数字が間違いはないかと聞いておるんですよ。6,309万と言うておるんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の数字は間違いないです。そこで、これを足すと、今あなた課長がおらぬものだからそこへ来ておるから、震えながらやっておるから、これ以上、これ足すと1億5,909万になりますが、間違いありませんか。いいか。今聞いておるのは、いいか、国保の所得ゼロ階層が3,600万、市営住宅の滞納が6,000万、それと保育料の滞納、平成21年から24年までの足すと6,309万、こうなると言っておる。だれが答える。足し算やったのだれが答える。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 今の合計しますと1億5,900万円になるかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） もう私の数字どんぴしゃでしょう。市長、聞いていてわかるでしょう。いいですか。そこで、ここが問題なのです。私は、これ国の金を使って一気に3,600万円の国保税を回収しようと思えますが、どうやったら回収できるかわかりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

国保につきましては、議会でも説明しておりますように保険証の資格証とか短期証等の交付状況を見ながらご相談をかけて徴収に当たっております。ただし、その中には3分の1程度は既に執行停止という形の中で徴収が見込めないものもあるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなた、それでは3年間の滞納額幾らですか。私は数字わかっているのだけれども、私はずっと言うておったのではあなたたちが勉強しないでしょう。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 滞納額の推移でございますけれども、平成21年度、2億7,300万、平成22年度、2億9,500万、平成23年度、3億1,200万、平成24年度、3億1,900万というふうに推移しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなた、しっかりした答弁しなさい。不納欠損額は各年度どうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

国民健康保険税の不納欠損額でございます。平成21年度が1,244万5,000円、平成22年度、1,469万2,000円、平成23年度、1,483万6,000円、平成24年度、2,024万2,000円でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、聞いたでしょう。滞納だけではないのですよ。5年たってだめだからと不納欠損にしておるのがそれだけの金額あるのです。これをどうするかということ。これをしっかりやれば職員の3%なんか、逆に3%上げてやったらいいと思うのですよ。では、その中身これからやります。

それでは聞きますが、今憲法第25条と言われていますが、憲法第25条は何が書いてあるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 申しわけございません。即答できません。申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 憲法第25条というのは、日本の国民は最低の文化的生活ができると書いてある。

そこでお聞きする。生活保護というのは、1年間にどのくらい払っていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 申し上げます。

生活保護費でございませけれども、約6億が生活保護費となっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのうち国が出しておるお金は幾らですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 国の補助は、4分の3でございます。

以上でございます。

〔金額幾らですか。4分の3といたってそれではわからない。俺はわかるけど。教えてやってあるんだ。わからなければ俺が言う〕と呼ぶ者あり

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 即答できず申しわけございません。4億5,000万ほどでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 正確に言うと4億6,043万1,000円です。そうすると、これ差し引きやると市の負担が1億5,754万8,000円になりますが、それはわかりますかと言うたってだめだから、それは答えられぬと思うから、それは聞きません。

そこで、財務課長に聞きたい。交付税幾ら入っていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 申しわけありません。資料ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これおまえさんのところから俺が聞いたのではないか、これ。2億だ、2億。いいですか。さっき私言いましたね。市の負担が1億5,000。1億6,000でもいいわ。1億6,000なのに、国はそれに対して2億よこしておるのですよ。余分によこしておる。全く市の直接の負担はないということになる。

そこで、お聞きする。こんなに不納欠損を出さなければならぬのなら、憲法第25条に照らして、あなた生活保護受けるということは恥ずかしいだろうけれども、それは考え方を覚えてもらって、日本国憲法第25条にのっとって、あなたたちはこれやっぱりしばらくの間、つまり立ち直るまで生活保護受けたらどうですかと、こういう指導すればいいのですよ。そうすれば国が国保税納めてくれるのだ。そうなりませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明申し上げます。

国保税の滞納につきましては、納税相談を実施しております。その際には、担税能力がない方につきましては、今議員おっしゃられたような生活保護の受給についてもお勧めすることがございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。市長、よく聞いておいてくださいよ。何にも市は金出す必要ないのですよ。全部国のお金で国保税を払ってもらえば、国保税の3,600万はいながらに国から入ってくるのですよ。これが知恵ではないですか、市長。知恵でしょう。しかも、法律に照らしたってこの人たちが保護受けたって別に国に怒られないのですよ。これが地方の知恵ではないかと私は言っておるのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 加賀議員の数字に基づいて、しかも自信たっぷりに説明していただくものですから、私は何かうまくいくのではないかなんていうふうに思いつつ今聞いておりますけれども、これについては裏をとりながらよく職員と相談をしてしかるべき処置をしてみたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、これは答えられるだろうな。今までずっと教えてやっても答えぬから、今度は答えられるの1つ言う。民間の保育園3園で438万何がし、これが1園当たり、1つの園だ。146万の保育料の滞納がある。これに対して公立は54万6,000円しかない。この数字認めますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） ご説明いたします。

ただいま議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてくださいよ。これ一度加賀博昭でも呼んで研修会でもやったらどうですか。私は忙しいから、そんな暇ないけれども。

さて、そこで次に行きます。空港問題。いいですか。44号、つまり佐交44号というのは、どういう経過でこんな文書を出したのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

今ほどの佐交第44号は、平成22年の2月3日に市長から知事宛てに回答したものでございます。この前提としましては、佐渡市が地権者からの同意の取得期限が不明確であると、それから同意がとれなかった場合の対応について具体的に回答いただきたいということで、県議会からの指示に基づいて県から照会があったというものに対する回答でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、ここが大事なのですよ。さっき私あなたこの資料のここ読んでおいてくれと言ったでしょう。市長が動かぬだったら議会に頼めばいいのですよ。県議会は何様だと思っておるのだ。履き違えるのもいいところだと。我が輩が行けば県議会丸めてこのやろうとやっつけてやりますが、それができるのですよ。あなたそういう知恵を絞ったらいいと思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、交通政策基本法等々もできます。さらには、離島振興の関係でいろんな点で私どもに有利になってきている。ただし、その段階で前提条件にあるものは、我が地域において、佐渡において同意をとることがこれは前提条件だと思っております。したがって、それに今一生懸命努力をいたしております、先ほどもご答弁申し上げましたが、ほんの大詰めに今来ているという段階でございます。その段階では議会のほうにもお願いをして前に進んでまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今の答弁は、この前の議会と同じこと言うておる。ちっとも変わっていない。

では、そこで聞くが、交通政策基本法というのができてどこがどう変わったのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

昨年12月に施行された交通政策基本法というものは、交通に対する総合的、計画的な基本理念を定めて、

国民生活の安定向上、国民経済の健全な発展を図るというのが目的でございます。ここに私どもが注目している点が2点ありまして、1つは法の第16条にありますけれども、国が日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保という項の中で、離島に係る交通事情等に配慮しつつ交通手段の確保等の必要な施策を講じるという規定が1つございます。それから、もう一つ注目すべき点は、総則の中で第3条の中に規定がありますが、大規模災害の発生したときにおいても交通の機能が維持されるとともに、避難のための移動が円滑に行われるということが重要である。交通の機能の低下の抑制、迅速な回復に資するよう配慮しなければならないというような規定がございますので、佐渡空港の拡張整備におきましても交流人口の拡大のみならず、こういう民生の安定という観点におきましても非常にありがたい法律だというふうを考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今の答弁は100点満点だと50点だ。いいか。

それでは聞か、これ全部やっておると大変なものだから、はしよりながらやりますが、佐防第261号、平成18年7月5日という文書がありますが、お持ちですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 済みません。持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、いきなりでは大変だろうから、色塗っておいた。読んでみなさい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 読み上げさせていただきます。平成18年の7月5日、タイトルが「弾道ミサイル監視新型レーダーの配備に関する申入書について」という回答の文書でございます。ラインマーカー引いた部分を読み上げます。「レーダー建設に係る手続の中で防衛庁からレーダー配備計画があることの説明は受けていますが、要請という位置づけではありませんので、それを了承したということではありません」。それからもう一点、レーダー施設建設の目的、運用等についてという項の中で、「現レーダーが老朽化していて換装が必要であり、また従来の航空機を対象とした航空警戒に加えて、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知、追尾するため設置するものであります」ということであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、あなた全然わかっていない。今私が資料としてもともと持っている資料、それを大事なところ読ませた。ここのところが今度の交通政策基本法の中で、佐渡空港はガメラレーダー、つまり弾道ミサイルに対する防衛戦線であるということで、これが佐渡に与えられた地域の実情なのです。わかりましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 交通政策基本法の基本的なものは、国の責任において、いわゆる日常の交通とかだけではなく、観光だけではなく、防災、防衛面においても配慮をするというものが基本になっているわけですので、当然そのことも含まれるというふうに理解をいたしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ここが一番大事なのだ。ほかの離島にはないのですよ。ほかの離島にみんなガメラレーダー持っていますか。佐渡だけなのです、ガメラレーダー。だから、佐渡は社会資本整備重点計画法ではないのだ。あれは経済的な問題なのです。そこのほかに軍事の問題があり、もう一つは災害の問題があるのです。だから、ちょっと乱暴な、ここから先ちょっと言うと、地権者が聞いておるから、地権者にある知恵を与えることになるからこれは言わないが、そうではないのだと、佐渡空港については国が全面的に出なければならぬのだ。1つは、防衛という、つまりガメラレーダーを持っておるということが1つ。もう一つは災害対策だ。こう読むのだが、それが正しいのだが、どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地権者もいるので余り言えませんがそのままおっしゃったわけでありましてけれども、私どももそういう点で地権者のほうと話をする中では非常に神経をつなぎながら、相手の気持ちを考えながらやっているということではなかなか進んでおりません。今議員のご指摘のとおりだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 高野さんの三味線と同じなのだ。後からついてくるだけだ。私が言うとそのとおりという話になる。ここが一番大事なのです。国は、佐渡空港についてはよその空港と違うのだと、防衛上の任務があるのだ。つまり国民保護法がもろにかかっているのだということを国は言うておるのですが、理解していますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

交通政策基本法の中で直接国民保護法とリンクする文言は出てきませんが、考え方としまして大規模災害時の交通手段の確保、それから民生の安定という部分については同じ趣旨のものだというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、市政会報告4号見てください。ここに佐藤正久さんが質問しておる。防災上も国民保護の観点と言うておるのが国民保護法なのです。わかりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。



交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

佐藤参議院議員の質問の中で、防災上国民保護の観点から佐渡空港のインフラ整備が死活問題であるという質問をされたというふうに聞いております。そのとおりだと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ようやくわかったね。

もう一つ聞く。それなら、離島空港整備したのが13あるのですが、その中で顕著に成果が上がっているのは徳之島だと思いますが、徳之島が成果が上がっているのはどこだと思いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 正しいかどうかわかりませんが、県の考え方によるもの大きいと思います。

〔「ちょっと聞き取れなかった」と呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（渡邊裕次君） 県の離島の空港に対する考え方が違うのではないかと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そうではないのだ。NHKが言うたでしょう。徳之島はもう徳之島とは言わないのだ。子宝島と言っておる。何でそうなったかわかりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

徳之島にも、人口2万人ちょっとでしょうけれども、2,000メートル級の滑走路があります。離島では位置的な条件としましてはかなり不利な地域にあるにもかかわらずやはり滑走路が2,000メートルあるということで、安心して子供を産んで育てられる、そういう自然環境が整備されているというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 徳之島というのは、私の記憶、記憶ではなくても、これ2万4,400人ぐらいしかおられないのです。ところが、子供が3人以上いるのだ、1軒のうちに。認めますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

ちょっと資料古いのですが、以前徳之島の合計特殊出生率を調べたところ、2.4人ほどでありました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 徳之島の人口というのは、この時点2万6,440人です。ここで本土から嫁さんが来てあれしてくれる人たちには、子供産んだらお金もちゃんとやるし、その子供が育つようにしますとっておる。それと、飛行場とが結んでおるから、交通機関もしっかりしておる。そして、島の政策も時宜を得ておるから子供がふえておるのです。認めますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 1つではなくて、今おっしゃったようないろいろな要因が絡んで数字につながっているものと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、大体きょうの一般質問は、私が言うとそのとおりだとか、聞くとわからぬけれども、私が答えを言うとそのとおりでございますと、こんなことではだめですよ、あなた。もっと職員を鍛えてしっかりした答弁させるようにしてください。

それから、最後に耐震の結果が出たら、私が言う、国も言うておる高台に両津病院を建てるべしというのは時宜を得ておる指摘だと思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁を申し上げましたし、病院の部長のほうからも説明を申し上げたところであります。現段階におきましてどういう状況になっているかというの正確なものまだ報告をもらっておりません。それを見た上でしかるべき判断をさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） しっかり判断をして、そしてやっぱりスピーディーに、そして効果的な行動をする。あなたがその姿勢に立つなら加賀博昭は及ばずながら知恵をかしますよ。その点どうですか。私は、本気になって市民のためにやるのですよ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、佐渡市の活性化のために本当に命がけで頑張っているわけでありまして、加賀議員だけではなくて24人の議員から全て応援をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 以上で終わります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで休憩といたします。

午前 1 1 時 3 9 分 休憩

---

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（祝 優雄君） 本日 3 月 11 日は、東日本大震災から 3 年目に当たります。犠牲になられた多くの御霊に慎んで哀悼の意をあらわし、これより黙祷をささげたいと思います。皆さんの起立をお願いいたします。傍聴席の方も起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（祝 優雄君） 黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（祝 優雄君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。

---

○議長（祝 優雄君） 続きまして、荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2 番 荒井眞理君登壇〕

○2 番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災のことを思い、ただいま黙祷をささげました。同時に、きょうは日本中、また世界中で 2011 年に起きた東日本大震災のことを心に覚えていると思います。中には大震災や津波の恐怖を思い出し、家族を失った悲しみ、財産を失った痛みを思い出している方々もおられることと思います。また、福島第一原発の事故もあり、今なお約 26 万 7,000 人の方々が避難生活を送っておられ、落ちついた日常生活を取り戻したいと願っておられることを思うと胸が痛みます。復興をともに願い、被災された方々とともに歩み、ともに働いておられる方々がおられることも心に覚えます。佐渡の市民として私たちもこれからもそれぞれにできることを惜しまずにさせていただきたいと思います。

では、一般質問に入らせていただきます。1 つ目は、佐渡市非核・平和宣言の市長宣言についてです。ことしの 3 月 1 日は、ビキニ環礁でアメリカの水爆実験により、マーシャル諸島に住む人々、そして第五福竜丸の乗組員が被曝して 60 年になりました。放射線を浴びて既にお亡くなりになった方々、今も病と闘っておられる方々がたくさんおられます。人類はもちろん、命あるものが核と共存できないことは歴史が語っています。しかし、核兵器は世界に年々ふえる一方でした。核兵器の使用はもちろんのこと、実験でも多くの命が傷ついてきています。私たちは、この核兵器の廃絶を願っています。人類は、知恵を持っています。問題の解決を核兵器によらず知恵によって平和のうちに解決することを多くの佐渡市民も願っています。このたび佐渡市議会に 4,001 筆の請願署名が寄せられ、市議会から非核・平和宣言を出すこと、あわせて市長からも佐渡市非核・平和宣言をすることが求められています。非核・平和宣言をぜひ市長も出していただきたいと思いますが出していただけるでしょうか。

大きい 2 つ目の質問は、平成 24 年度、平成 25 年度の補助金、負担金事業の現況についてです。来年度か

らいよいよ財政状況は厳しくなる一方ですが、残念ながら補助金、負担金などのチェックが甘いため、無駄な税金が使われている現状が佐渡島内、この数カ月の間にも多く見つかっています。一体補助金、負担金はそれぞれ何件あり、その総額は幾らになるのでしょうか。平成24年度の決算と平成25年度の予算をお答えください。また、それぞれのハード事業、ソフト事業の件数と総額もお答えください。

大きい3つ目の質問は、補助金、負担金、交付金事業にかかわる件についてであります。その1つ目は、島内の新聞各社にも取り上げられています金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会についてであります。私が12月議会で取り上げてから市民の激励のお手紙、電話、メール、訪問をいろいろといただいています。皆さん佐渡でこんなひどいことが起きているのに市が厳しく対応しないことに怒りを感じておられます。この怒りの和解のためにも、本日は誠意あるご答弁をお願いします。

小さい1つ目は、12月議会でも取り上げましたが、改めて中心事業である後継者、指導者育成事業が皆無となった経過と責任についてご説明ください。

小さい2つ目は、はんが甲子園オリエンテーションにおけるやわらぎ上演をめぐる真相が明らかになってきました。その後の状況をご説明ください。

次に、2月に新聞でも何度も取り上げられました未完成の映像の記録編集事業について、その経過をご説明ください。

そして、小さい4つ目として、衣装と道具の製作事業について、その後現地調査を行ったようですが、その経過をご説明ください。

小さい5つ目として、実行委員会への市のかかわり方を確認したいと思います。実績報告書の審査の反省並びに今後の審査体制についてお聞かせください。

次に、補助金、負担金、交付金についての2つ目の質問です。離島漁業再生支援交付金流用事件が佐渡漁協西浦出張所で起きました。この実績報告、領収証などの改ざん、偽造はどのようにして発覚し、現在まで至っていますか。また、流用されたお金と使途について、その後どのような経過をたどっているのでしょうか、お答えください。

最後に、補助金、負担金、交付金事業とNPO法人についてお尋ねします。平成23年度から現在まで、佐渡市入札参加資格者名簿にNPO法人は何法人登録されていますか。また、平成24年度におけるNPO法人の事業報告書並びに会計収支計算書を提出していなかったNPO法人は何団体ありますか。また、これらのNPO法人の認証の取り消しについてはどうなっていますか。

以上、1次質問といたします。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐渡市の非核・平和宣言の市長宣言についてであります。ご案内のとおり非核への国民の機運の盛り上がり、さらには市民の盛り上がり醸成されてきたわけでございまして、平和都市を宣言する重要な要素となったというふうに考えているところでございます。今回議会に提出されました請願の審議経過も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、補助金、負担金事業の現況につきましては、行政改革課長に説明をさせます。

平成24年度の地方文化事業につきましては、金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会が事業を実施したものであります。しかしながら、後継者の育成が行われていなかったこと、映像の記録編集の一部が十分でなかったことなど、不適切な点があったことについて遺憾に思っております。また、市の審査がおろそかになっていたという点があります。今後は、このようなことが起こらないように留意をしまいたいと思っております。

補助金、負担金に対するチェック体制を強化をしまっている考えであります。代表質問でもお答えを申し上げたとおりであります。現在補助金等交付規則に基づく一連の事務手続のチェック項目、さらには二重、三重のチェック体制をつくるということにつきまして、関係課を集めて鋭意検討を進めているところでございまして、この3月中にはまとめ上げ、新年度から適切に運営を考えてまいりたい、そのように思っているところであります。二度とこのようなことが起こらないように十分注意をしまいたいと思っております。なお、事業の詳細につきまして世界遺産推進課長、さらにははんが甲子園の経緯につきましては教育委員会から説明をさせます。

次に、離島漁業再生支援交付金の実績報告の件でございます。これらにつきましてもチェックができなかったということについては大変申しわけなかったというふうに思っております。これは、ご案内のとおりであります。水産関係地方公共団体交付金等実施要綱及び要領の運用に基づきまして、日誌、写真、議事録、請求書、領収証などを提出をいただいております。今回の事業、これらの書類のほかに通帳の写しまで巧妙に改ざんをされておって見抜けなかったということは事実でもございます。また、漁業集落で事務委託をしている報告書や会計のチェックがそれぞれなされなかったという点で二重、三重の問題があったというふうに理解をいたしているところであります。私ども市、さらには集落も同じレベルでこれはやっていかなければならないわけではありますが、今後このようなことが起きないように、今ほど申し上げましたように市の内部のチェック体制のみならず、集落と連携をしたチェック、こういうものをこれから強化をしていきたいということで先般佐渡漁協等とも話をさせていただいたところであります。また、佐渡漁協と西浦漁業集落から現金扱いをなくし、振り込み処理あるいは複数による決裁、本所指導員の入出金のチェック、こういうものもやってまいらなければならないと思っております。年2回監査等も徹底をするようにということでお話をし、また漁協のほうからもそのようにやるという報告を受けているところでございます。他の26の、これは全部で27あるわけではありますが、26の漁業集落については、チェックをいたしましたところ、会計には問題はなかったということでございますし、さらにこういうことが二度と波及しないように会計の適正化について指導したところであります。

なお、使途についてはまだ報告を受けておりません。しかし、今後漁協に対しても、今申し上げているところでありますが、使途を含めた経緯報告を求めておるわけでありまして、今後とも求めてまいりたいと思っております。

それから、元佐渡漁協の職員の漁協に対する業務上の横領罪の成立は明らかというふうに思われておりましたが、市といたしましてはまず佐渡漁協に法にのっとった厳正な対応を行うよう指導いたしておるわけではありますが、その動向を見て市としても厳正なる対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

入札の関係でございます。平成23年度に佐渡市入札参加資格者名簿に登録をされているNPO法人は4

法人ありまして、平成24年度の事業報告書などが未提出の法人は、決算審査の際の7法人から26年2月末現在では2つの法人になっており、未提出の法人については引き続き提出するよう督促を行ってまいります。4月以降もこの状況が続くようであるならば、県のマニュアルに定められた手順に沿って督促をし、それでも対応がない場合につきましては地方裁判所への過料事件通知、行政手続法に基づく聴聞等を経て、最終的に設立の認証の取り消し等の適否を判断してまいるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） 補助金、負担金の一般会計での現況についてご説明いたします。

平成24年度は、決算ベースですけれども、補助金事業の総件数でありますけれども、217件、総額43億7,200万円、負担金事業の総件数は306件、総額17億3,800万円となります。内訳でございますけれども、ハード的な事業50件、総額で23億9,800万円、ソフト的な事業でありますけれども、473件、総額37億1,200万円となっております。続きまして、平成25年度は当初予算ベースでございますけれども、補助金事業の総件数で215件、総額34億3,600万円、負担金事業の総件数は306件、総額28億7,400万円となっております。その内訳でハード的な事業でありますけれども、50件、総額で8億1,900万円、ソフト的な事業が471件、総額で54億9,100万円となっております。なお、平成25年度はあくまでも当初予算ベースですので、繰越等の内容については加味しておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 説明いたします。

平成24年度の地方文化事業につきまして、実行委員会は不備があったことを反省し、検証を行いました。市としましても実績報告において映像記録の成果品の現地確認を行わず、審査が十分でなかった点については反省しております。

指導者、後継者育成につきましては、実行委員会は当初予定していた講師より指導を受けられなくなったため、別の講師より指導を受けるよう依頼をする予定でしたが、会の中で意思疎通が不十分だったことにより依頼がされないまま事業期間が終わり、指導、育成が行われなかったことは不適切でした。

公益財団法人東日本鉄道文化財団の地方文化事業では謝礼を内部の委員へは支払えないということで、何度もご指導をいただく講師の方には無償ではお願いできないということで、委員に入っていないことはやむを得なかったものと考えております。

映像の鉾山祭でのやわらぎ、善知鳥神社祭礼の一部は編集で活用可能であり、その部分に係る人件費、機材費、車両代など必要経費については認めました。

衣装と道具の竹ざる、竹かごは購入されておりましたが、事業に必要な衣装の材料の金額を加えていたことは不適切でした。その他の舞台、衣装、道具につきましては、申請内容と事業目的に沿っていることを現地調査において確認したことから必要と認めました。市としましては、申請内容及び事業目的に整合しない部分について、佐渡市補助金等交付規則に基づき、実行委員会に対し負担金の交付決定の一部取り

消しを行い、負担金の返還を命じ、あわせて加算金を徴収することとしました。実行委員会からは、既に負担金及び加算金が納入されております。なお、実行委員会は残りの負担金についても自主的に返納し、委員会を解散する方向で検討しているというふう聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 荒井議員のご質問にお答えをします。

はんが甲子園の件についてでございますが、やわらぎを上演していただいた経緯については、12月議会までに実行委員会事務局から伺った経緯は上演団体から依頼があったというものでしたが、1月に事務局で再度精査した結果、上演については実行委員会の広報部長より上演の計画が実行委員会事務局に提案され、広報部長が上演団体に依頼したことを確認しました。間違った情報が私たちに伝えられた理由は、事務局の担当者が4月に人事異動により交代したため、やわらぎ出演の経緯がわからず、前任者の曖昧な記憶をもとに私たちに伝えたことによるものです。間違った発言をして済みませんでした。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） まず、市長、佐渡非核・平和宣言を、これを議会の動きを踏まえながら考えますと。ちょっと私はがっかりいたしました。これは、もちろん議会は別にどうであれ、市民の意向がこうであるというふうに思えば市長が単独で宣言していただいてもいいものです。

皆さんのお手元にきょう資料を配付させていただきました。資料ナンバー1をごらんください。ここに下の四角の中に新潟県の中で非核・平和都市宣言をしている町村数とありますが、これはどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

新潟県内ということですので、30自治体があると思われれます。その中で宣言をしているのがお手元の資料をいただいた中では29ですが、私の調べた中では佐渡市と粟島が未宣言ということでありまして、28が宣言しているということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私ももう一度自治体数、佐渡市の調べと違っていたので調べましたが、私は佐渡市以外の29市町村が宣言をしているというのを確認いたしました。新潟県内で佐渡市が宣言をすると新潟県は100%ということになります。ちょっと何をちゅうちよする理由があるのかなと思うのですが、市長の中で何をちゅうちよしておられるのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 他の市町村が全部やったから佐渡市もやらなければならぬというものではないと私は思っております。したがって、私は先ほど申し上げましたようにそういう機運が醸成されてきたという判断のもとであります。ただし、議会のほうにも請願が上がっているわけですので、そういう意味では私はやるという方向でありますけれども、それも見守りますということであって、議会のほうからのご指導、何かがあったからやるとかということではないということでもあります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 納得いたしました。ぜひ甲斐市長の名前で非核・平和都市宣言をできるだけ早くお願いしたいと思います。

それでは、今後補助金、交付金、負担金等のチェック体制ということが問題になってきていますけれども、このソフト事業、今丁寧に分けてハードとソフトと件数をお答えいただきました。それでわかりなように、ハード事業というのは今まで検査体制があった。しかし、ソフト事業は今まで曖昧であった。それがソフト事業はハード事業の約4倍から5倍ほどあるのです。このチェック体制というのを4月までにつくることはできるのでしょうか。ちょっと心もとないのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 3月中につくって、4月から運用したいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） まだチェック体制が案の状態なので、お見せいただくことは無理かなと思うのですが、これから相川の伝統芸能の件についてまた深くご質問させていただきますが、さまざまな面で甘い、今までのチェック体制の甘さというものを本当に痛感しています。3月中につくられると、まだ案という段階なので、これから質問させていただく中身についてまだご検討いただいていないような項目があったらぜひそれも入れていただきたいと思うのですが、そのような余地はありますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ハードとソフトがございます。ハードというのは一定の、例えばトラクターが入っているか、コンバインが入っているかという、あるいは型式がそれで合っているかどうかという、ある程度の部分は簡単な部分があります。カタログと実物をチェックすればいいわけでありまして。ただ、ソフトというのはそこには、そういうものもあるのだけれども、人間関係が入るものですから、いわゆる言葉でいうとまあまあという部分があったというふうに私自身は反省をいたしております。したがって、それらも含めましてとにかくチェックを二重、三重にやるということがまず大事なのです。1人がやってはだめだという、これが大原則でございまして、私ども一生懸命やっておりますし、またきょうの荒井議員のご指摘、質問の中で新たなものが出てくればそれは加えてまいります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。



荒井眞理さん。

- 2番（荒井眞理君） この補助金、負担金等のチェックというのは、実際市だけではなく民間の団体も、また市民もそれぞれ責任があるわけで、それは今まさに市長がおっしゃったように人間関係というところにお互いの甘えが出るのかなと思っております。ぜひチェック体制というのをこれからしっかりやっていただきたいと思います。そのことを期待して、3番目の質問の補助金、負担金、交付金事業にかかわる件についてご質問させていただきます。

金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会についてであります。今ほど課長のほうから一部返還だけではなく、その残りも返還をしてもらうというふうにご答弁いただきましたが、これは全額と、残りというのは全額返還という意味でしょうか。それから、その後解散なのでしょうか。その辺をもう一度ご答弁お願いします。

- 議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

- 世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

まだ正式決定ということではありませんが、今実行委員会の幹事会のほうの考えということで伺っておりますのは、市のほうの一部返還を命じた部分につきましてはもう返ってきておりますので、要は200万から返還になっている残りの部分につきまして自主的にお返しいただくといえますか、市に返還するというような方向で検討しておるということでございます。

〔「全額という意味ですね」と呼ぶ者あり〕

- 世界遺産推進課長（石山 勉君） トータルでは全額です。

〔「で解散」と呼ぶ者あり〕

- 世界遺産推進課長（石山 勉君） はい、そうです。

- 議長（祝 優雄君） 荒井さん、座ってやるのはやめてください。

質問を許します。

荒井眞理さん。

- 2番（荒井眞理君） 一遍に2つのこと聞くのはやめます。済みません。

それでは、今のことを前提にして質問をさせていただきます。まず、中心事業である後継者、指導者育成事業が皆無となった経過と責任についてをお尋ねします。まず、J R東日本財団の地方文化事業支援の話というのは、どのような経緯でこれが始まることになったのかご説明ください。

- 議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

- 世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

平成23年の夏ごろだったかと思えますけれども、J R東日本新潟支社さんのほうから相川のほうで町並み事業に関してこの事業を活用して何か取り組みができないかということで市のほうに話があったと。そこから地元の方とお話し合いをしながら、結果的に事業化といえますか、方向に行ったというふうに理解しております。

- 議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、最初は町並み保存をする人たちに声がかかった。しかし、事業は芸能関係、芸能に移ったというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

結果としては議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その際、全く町並みと伝統芸能継承というのは性格の違うものですが、そこにもともと伝統芸能を継承している団体に市は話を持っていかなかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今ほどの経緯でございますので、当初お声がけした団体というのはあくまで私どものつながりがあったといえますか、町並み関係の団体でございますので、いわゆる芸能を専門にやっている団体というところに声をかけているという経緯はございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そこに間違いがあったというふうに思います。

まず、相川の伝統芸能継承に関する公文書というのはどんなものがありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 済みません。議員がおっしゃるちょっと公文書という意味がよく理解できませんので、ちょっと今正確なといえますか、お答えできないのですけども。申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、さんざん今まで申し入れなどでやってきた文書のことですけれども、おわかりになりますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

議員ご指摘のものは、恐らくこれまでやりとりということであれば、平成15年度ですか、平成16年に出された旧相川町時代の文書と、平成17年になって佐渡市として出された文書のことをおっしゃっているのではないかというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、そこにどういうことが趣旨で書かれておりましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 済みません。今すぐちょっと資料が出てこないのですけれども、過去の経緯を踏まえて、いわゆる講師の方、お名前挙げた中でその方の指導を仰ぐというような形での文書であるというふうに理解しています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もう一度確認のために、私のほうでこういうふうにメモしてありますが、伝承者を伝統芸能継承から排除することなく、そのようなことがあったことを深くおわびすると、まずわび文です。それから、伝承者3人の指導体制が整うように進めると、あるいは佐渡市には無形文化財指定するように継いでいくと。そして、平成17年に佐渡市になってからもまた同じことを、また伝承者を排除するようなことがあったので、再びそのことをわび、そして無形文化財指定を進めていくというのがこの中身でした。今回も伝統芸能継承、育成を中心に行っている事業なので、過去の経緯を踏まえていけばこういうことに実はならなかったはずなのですが、過去のわび、つまり伝承者を排除したということをおわびしたこの経緯を踏まえなかったためにまた同じことが3回目起こってしまった、こういう事件だというふうに捉えています。今回なぜ伝統芸能継承者を実行委員会に入れなかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

先ほどのご説明と繰り返しになる部分ありますけれども、あくまで講師としてお願いするという形で考えておったということで、委員に入ってくださいと何度も指導していただくのに謝礼が支払えないということで、講師ということをお願いしたということで事業が進められたというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今のご答弁は、実行委員会の事務局側が言っていることですね。佐渡市の課長としてご答弁いただきたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） あくまで私の認識としては、当時そのようなことで事業が進んでいったということを述べさせていただいておりますので、認識といたしますか、同じ認識ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今ほどご紹介した2つの公文書があってわびているのです。これでまた3回目も4回目もわびることをすると言っているのでしょうか。ちょっとおかしいと思います、答弁が。佐渡市として本来踏まなければいけない回答書を踏まえていなかったために伝統継承者を実行委員会に入れないうことが再び起こってしまったと、こういうふうに答弁できないでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、委員に入れる、入れないという部分について大分ご意見いただいておりますけれども、当初の考えとしましては、指導を仰ぐということで考えていたということですので、繰り返しになりますけれども、委員に入っていたかかないことが何か致命的におかしかったとか、そのようには今考えていないところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、過去の2つの文書回答を全く踏まえておられない認識だと思います。

では、昨年この伝統芸能継承実行委員会の監査は誰がしておられましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会の会計の監査ということであれば、監事であります当市当課と、あとJR東日本新潟支社さんの両者であります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 当課のどなたで、またその方はもともとどこの役場のご勤務だったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

監査は、25年度に入ってから実行委員会のほうは行われておりますので、現在の当課の課長補佐ということになります。採用については、正式に把握しているわけではございませんが、出身といいますか、両津のほうだというふうに私は認識しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、昨年度の監事のことをお聞きしております。昨年度の監事は、元相川町役場のご勤務でおられました。会計監査といっても、この事業にかかわっているのであれば相川のまちで起きたことというのは当然ご存じなのです。しかし、そういう方がおられながら町長や教育長の名前で出された文書を踏まえていなかったということ、このことを佐渡市として反省するつもりはないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

過去の文書について存じておらなかったことということにつきましては、非常にそれは認識不足ということに反省しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、反省しておられるので、過去の文書をもしきちんと踏まえていたら今回のことはどういうふうになっていたでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

ちょっと仮定の話といいますか、なのでなかなか難しいところありますけれども、もう少し市としても、もしそれ知っていればその点に関する主張をするというような機会があったかもしれません。ちょっと仮定の話なので、これ以上はちょっと私のほうで申し上げられません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 町長名や教育長名、また市長名で出された文書を非常に軽く受けとめているのではないかというふうに思います。そういうような理解では今後、佐渡市長がこれからチェック体制しっかりとしますと言っても、今の課長のようなトーンでいたらいろんなことがまた漏れていくのではないですか。どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 厳しいご意見いただきましたけれども、私たちとしては当然もう二度とこのようなことが起こらないようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 過去の文書は、わび文は、ともかく伝統芸能継承者を外さない、中心に入れるということがわび文になっています。そのことをご本人たちにもわびて謝罪をしておられるのです。このことは重く受けとめて、いや、講師に何か謝礼が払えないとかなんとかだからとか、全く本筋から離れた理由でこの伝統芸能継承の中心から外すということは二度とあってはいけないと思います。過去の2つの文書、回答文書を確認してこれからまた継承していくということ、これはよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

過去の文書について尊重すべきだということについては、議員おっしゃるとおりだと思います。今後どうするかということについては、正直私も単独でできるということも限界があるでしょうし、ちょっと今正直申し上げましてそこまで考えが回っていないというところもありますけれども、文書については認識しましたので、そこについては尊重していくということかなというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それでは次に、はんが甲子園オリエンテーションにおけるやわらぎ上演について社会教育課にお尋ねしたいと思います。

お手元に配付の資料ナンバー8、一番最後のページをごらんください。昨年2月15日付ではんが甲子園広報部長名で、佐渡国草の会宛てにはんが甲子園でやわらぎ出演の依頼があった件というのは承知しておりますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

承知しておりませんでした。議員からの資料で確認をさせていただきました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 市民団体が公金を考える市民委員会というのがありますが、この件に関して昨年の11月29日に要請書を出していますが、12月10日の市からの回答でこの部分社会教育課は何と回答されましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

上演団体から披露の申し出があり、実施していただいた経緯がありますが、出演代金は支払っておらず、領収証もないというふうな回答をしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今の回答は、内容は事実だったでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

1つ目、まず上演団体から申し出があった、これは確認の結果そうではなくて実行委員会の委員がその団体に依頼したということを確認をこの1月にさせていただきました。2つ目の出演代を支払っていない、これは実行委員会の経費の中にも含まれておりませんので、支払っていないということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

- 2番(荒井眞理君) それでは、結果的にはこれには事実と違う回答が含まれていたと理解してよろしいですか。
- 議長(祝 優雄君) 説明を許します。  
社会教育課長。
- 社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。  
私ども事務局のほうに再三確認をしましたが、結局その確認した内容が間違いだったということですので、不備と言われれば不備だというふうに思っております。
- 議長(祝 優雄君) 質問を許します。  
荒井眞理さん。
- 2番(荒井眞理君) 事実と違うことをご答弁になって、不備というのですか。事実と違う回答ではないですかとお聞きしているのです。
- 議長(祝 優雄君) 説明を許します。  
社会教育課長。
- 社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。  
意思を持って虚偽と、そういうふうな形で捉えられますと虚偽ではないというふうに判断をしておりますが、私どもの確認が十分でなかった、もしくは事務局のほうでどのような経過であったかの確認が十分でなかったというふうに判断しております。
- 議長(祝 優雄君) 質問を許します。  
荒井眞理さん。
- 2番(荒井眞理君) 先ほどお伝えしました11月29日に出された要請書にはきちんと、先ほど教育長のほうにも12月議会でお渡ししたはずですが、今持っていないと言ったこの要請書、このコピー、出演依頼の願いのコピーはちゃんとお渡しして見ていただいているはずなのです。そして、しかもこれは11月29日の文書にこれが存在しますよということが記されているのですよ、紙に。なのにそれをなぜ確認しなかったのでしょうか。
- 議長(祝 優雄君) 説明を許します。  
社会教育課長。
- 社会教育課長(小林泰英君) ご説明します。  
今ほどのペーパーを見せていただいたのは、12月議会の本会議一般質問の中だったかと思えます、私の記憶では。それで、その後議会が終わりましてから1月に入って確認をしましたので、それが事実かどうかということを再確認させていただいたという経過でございます。
- 議長(祝 優雄君) 質問を許します。  
荒井眞理さん。
- 2番(荒井眞理君) それが怠慢だというのです。許されないですよ。いいですか。11月29日の要請書に何が書いてありましたか。今読み上げてください。
- 議長(祝 優雄君) 説明を許します。  
社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明申し上げます。

済みません。要請書今手元に持ってありません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 取り寄せて確認をしてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

質問内容ということですが、平成25年2月15日付で全国高等学校版画選手権大会広報部長名で上演団体の代表に「3月19日参加選手を迎えてのオリエンテーションを開催するに当たりやわらぎの披露を要請し、3月19日披露され、歓迎会出演代として6万8,000円の領収証を届けていますが、これについて調査の上、事実経過を明らかにされたい」というふうに書かれております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、そのときにそこに書かれている文章に当たらなかったのはなぜでしょうか。

その存在になぜ注意を払わなかったのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） その回答について、先ほど答弁しましたように相川商工会に事務局があり、電話で確認をしましたということで、そのことをそのままこの文書の中ではご報告させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 答弁になっていないのですよ。実際今コピーをお渡ししました。どうしてこの存在にまでたどり着かなかったのですかというご質問です。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

私どもが調べた中でそのようなものが存在するということが自体が確認できませんでしたので、なぜたどり着けなかったかということ、あること自体わかりませんでしたけれども、事務局でもそのことを認識していたかどうかは確認できません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 市長、こういうチェック体制、つまり人間関係があるのかないか私はわかりませんが、こういうような姿勢でいてチェックできるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。



甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） チェックというのは、最後の最後にみんなでどういう状況になったかということをチェックするわけであります。これは、チェックリストでやるということです。ただ、その前に担当者としては今までの経過とかそういうものを踏まえた上で精査をしなければこれだめなのです。ですから、これはもう職員の一人一人の資質、資質というのはおかしいけれども、やる気といいますか、それによるしかないわけでありますから、これについてはいろんな面でまたやっていきたいと思っておりますが、チェックリストとそれとはストレートには結びつかないと私は思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実際に存在するものなのです。探そうと思えばこの要請書を出した団体に当たるということはできたのですが、それしなかったのです。どうしてですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

先ほどもお話ししましたが、確認をしましたが、そこまでたどり着けなかったということですので、当たろうとしなかったわけではないということです。よろしくお願いします。

〔「いや、違います、答弁が」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今の答弁の内容は全然違います。私が質問したのは、この要請書を出した団体になぜ確認しなかったのですかと聞いているのです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

事業や経費の執行は、事務局が全て行っております。その事務局に確認をしたのです。でも、そういう事実が事務局からは報告としてこちらに上がってきませんでした。確認をしなかったのではなく、ちゃんと事務局に確認をしたのですが、そういうものがあるということは事務局でも把握をしていなかったの、向こうからの依頼があって上演しましたという回答が私どものところに12月の時点では返ってきたというふうに判断をしております。

〔「答弁になっていません」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いいですか。これみんなテレビで見ているのですよ。そして、実際に存在するものを確認する手だてがあつたのに僕は努力しませんでしたと、1つしか方法を知らないのですと言っているようなものなのです。市民の皆さんどう思うと思いませんか。ご答弁ください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 何度もご説明しますが、そのような書類が交わされていた事実について事務局でも把握をしておりませんでした。当然我々は監査報告を受けてそれを確認しておりますので、その中で確認できなかったということです、事務局も把握できなかった内容を我々が知るすが当時はなかったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうちょっと時間の無駄なので、ほかの課長方皆さんにお願いします。こういうような答弁は二度と許されないと。市民の皆さんは少なくとも許さないです。1つの方法以外ありませんという答弁です、今の答弁は。しかし、方法は考えれば5つでも100でも幾らでもあるのです。そのような方法をとっていただきたいと思。これは、非常にともかく不注意なのです。

では、配付資料の流れの2つ目というところをごらんください。12月16日の議会での私の一般質問の中でも結果的に同じ事実と違う答弁を繰り返すことになったのです。その課長と教育長のご答弁は何と書かれていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

議事録を見ますと、後段のほうでは経費の支出について言及している部分でございます。その中で発言の中で、再度確認をするようにというふうな議員のほうからご提案がありましたので、再度確認しますが、事務局、実行委員会のほうでは支払っていないと言っておりますので、その内容が変わることはないと思。というふうな発言をしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いずれにしてもこれは結果的には事実と違う答弁だったので。議会での事実と違う答弁は許されません。議会を混乱させ、市民を混乱させます。実際にそうです。議会での事実と違う答弁に関する市のルールはどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 荒井さん、悪いのだけれども、もう一度今のところ繰り返してください。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 12月の私の一般質問のときにご答弁いただいたことというのは事実ではないことをご答弁になった、それは事実と違う答弁ということになります、もし議会で事実と違う答弁をするということになったとき、これに関してはどういうルールになっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午後 2時28分 休憩

---

午後 3時04分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

---

議会運営委員長の報告

○議長（祝 優雄君） 議会運営委員長より発言の申し出がありますので、この発言を許します。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） 休憩中に議会運営委員会を開きまして、荒井議員の一般質問に関して協議をいたしました。そのことを報告いたします。

会議規則上は、本会議において仮に事実と相違する発言がなされたとしても、そのことによって処罰の対象となったり、訂正、取り消しの義務が生じるということではありません。また、発言の取り消し、訂正については会議規則第65条の規定により同一会期中に限るものとされておりますので、仮に定例会閉会后に事実と相違することが判明した場合においては次の定例会において任意の発言として発言者から陳謝とともに訂正の発言をすることが考えられます。そのように荒井議員におかれましてはご了解を願います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。議会運営委員会の委員長、しっかりしなさいよ。荒井議員が質問したのは、虚偽答弁があると言うたわけですよ。ところが、何が虚偽だかということは言うていないのですよ。だから、虚偽答弁があったのかなかったのか、それを議会運営委員会が聴取をしてわかったのかわからぬのか。それを本会議において議会運営委員会の委員長が説明しないで、一般的な会議規則みたいなこと言うたって始まりませんよ。荒井さんは、虚偽答弁があったと言うけれども、どこが虚偽だということは言うていないわけですよ。それなのにどうしてそれが虚偽であったかなかったかということがわかるのですか。お聞きします。

○議長（祝 優雄君） 加賀議員、ちょっと私のほうから説明します。

それで、今荒井さんと打ち合わせをしたのは、質問のところを戻して質問をしていきますので、そこにかかわってきますから、お含みおきいただきたいと思います。

---

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 大変皆様お待たせいたしました。また、ご丁寧に審議していただきありがとうございます。ありがとうございました。

今ほど議長からもう一度戻すようにというふうに言われました。どこが事実と違うかというところをもう一度確認をしたいと思います。資料ナンバー8をもう一度お手元にご用意ください。これの……ごめんなさい。失礼しました。議会は12月の16日……ごめんなさい。ちょっと申しわけないです。ごめんなさい。私の頭が混乱していたのです。事実と違う答弁を議会の中でされたというのではなく、草の会の方が6万8,000円を領収したその領収証は、草の会の立場の方からすればはんが甲子園から受け取ったのであるということです。実際は、この資料ナンバー2を見ていただくとわかりますが、この資料ナンバー2の①の領収証というのはこれは控えて、本体がまだ見つかっていません。これは、佐渡国草の会の方が6万8,000円

を領収したときにその場でご自分がサインをされたものの控えなのです。そうすると、この方、佐渡国草の会の世話人の方の知り得る事実というのは、自分のはんが甲子園から6万8,000円をいただいたのだということが、これがその方の中では真実なわけです。ところが、問題はこのページの右側を見ていただくとおわかりのように、実際はんが甲子園で正式に出している出演代の領収証というのは、ページの右側のようなものなのです。ですから、課長がはんが甲子園の事務局側では領収証を発行していないというのもまた事務局側としては事実だと思うのです。このようなスタイルのものは発行していないのです。ところが、そうかといって左側の領収証控えにある6万8,000円が動いた、それを領収した、そしてサインをした、この方のストーリーも、ではこれが真実でないかということ、この方にとってはこれは真実なわけです。自分は、はんが甲子園以外からお金をもらったとは思っておられないわけです。この件に関してもう一度調査をしていただきたいのです。調査していただけますか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○2番（荒井眞理君） ちょっと待って。ちょっと待ってください。進んでいくから、待ってください。

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

この件について1月に広報部長さんにおいでいただいて、事務局で、事務局と広報部長さんとこの概要について聞き取りをしました。そこに私どものスタッフも、市の職員も一緒に同席させていただきました。その内容によりますと、領収証を上演者にお渡しをしたのは①だそうです。事業として、これははんが甲子園事業ではなくて、ここに書いてありますようにまつり保存の事業としての実績としての領収証は別の演能者の方に書いていただいたものをお出した、①の金額についてはJR事業からお支払いした、そのような説明を受けました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと質問中はやめてください。

〔「冗談じゃないぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 議事進行はないです。

〔「議運の結果やるからというから俺は黙っていた……」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質問中に議事進行はありません。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ありません。

荒井さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと遠回りをしていて、皆さんに混乱をさせていて申しわけありません。

今ここで確認できないことがあるので、まず調査をしていただいて、調査をしていただいた上で、先ほ

ど事実とは違うご答弁を結果的にはしてしまったところを訂正していただきたいというふうに思っています。ただ、今訂正しますということは即お答えになれないと思うのです、調査をまずしないことには。この領収証の、これは控えなのであって、本体ではないのです。本体がどうなっているのかは誰もわからないのです。ですから、そのあたりを丁寧にお調べになった上で私の12月16日の一般質問でしましたときの答弁に対してもし訂正することがあったらそのときに訂正していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

11月29日付で要請書が出まして、12月10日付で先ほどお借りしたものについてどのような質問だったかということはちょっと読ませていただきました。その時点で、私どもははんが甲子園の実行委員会の事務局に直接確認をして、こういう情報がありました。つまり6万8,000円が支払われているよという情報がありました。事実ですかということをはんが甲子園の実行委員会事務局に確認をしました。その結果、先ほど言いましたように支払っていないこと、それと上演者から依頼があったこと、この2つを聞き取りましたので、そのことを12月の10日付の文書で回答させていただきました。その後12月議会で同様の質問がされましたので、再度その議会前に事務局に確認をしました。同じ回答をはんが甲子園の実行委員会事務局からはいただきました。それが今ほど荒井議員の資料の8番にあるように、もう一回確認するよという、この8番の上から2つ目の12月16日という部分でございしますが、再度確認をしておりますというのは、まず文書をいただいたときに12月10日までの回答の間に1回確認をしました。その後議会前にもう一回確認しました。再度確認をしておりますけれども、支出はしていないという回答を事務局からはいただいておりますというふうに12月議会では答弁をさせていただきました。その後12月議会の一般質問の中で改めてもう一度確認するよというお話がありましたので、1月に確認をしました。そこで12月議会でお話ししたことと違ったことは、上演者から依頼があっちはんが甲子園で上演したというふうに私は説明をしましたけれども、実ははんが甲子園の実行委員会の中の広報部長さんが上演者をお願いをして、お引き受けいただいはんが甲子園で上演したということがわかりました。ただ、その中で出演料についてはお支払いしていないところについては、12月も現在も変わっていないということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 佐渡国草の会の方からお預かりして、お借りしてきている領収証の控えというのがあります。これについて実際本当に領収証は一体どうなっていたのだろうか、自分の名前がもしかすると偽造に使われているのではないかというようなことを心配しておられますので、誰に聞いたらいいいということまではこちらでは言いませんので、できる限り多くの方々に聞いてこのことの真相をもう一度調査していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いできますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

先ほどお話をしましたが、①の領収証につきましては本物をお持ちですけれども、使っていないというふうに説明を受けました。これは1月です。実際事業として使った領収証は②であるというふうに伺っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そこまでおわかりましたので、その先を調査していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 私どもはそこまでは確認しましたが、その先というのがちょっとよくのみ込めないのですけれども、その先という部分についてちょっと私のほうでは理解しかねるので、これは反問権ないということなのですが、どういうことをということなのかお教えいただければ調査をしたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 同じことになりますが、ここにサインをされた方はご自分のサインが別の目的に使われているのではないかとこのことを心配しておられます。ですから、この下にある本体の領収証に行き当たっていただきたいのです。お願いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 同じこと3回目になりますけれども、本体の下のは実行委員の広報部長の方がお持ちですが、どこでも使ってないと、どこにも出してないと、お持ちなのはその方がお持ちだということを確認しました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、そのお持ちなもののコピーを今度いただけますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 要請してみたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では次に、映像の記録編集事業についてお伺いいたします。今度は、世界遺産推進課の課長さん、お願いいたします。

映像記録を請け負ったとされるエス企画という団体についてお尋ねします。この団体は、架空請求詐欺が強く疑われるという件に関係しています。この活動実態、エス企画の活動実態というのは確認されていますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

あくまで私どもとしましては、本事業におきましてどのような形で映像の記録がつけられたかということについて、代表の方が申しますには、自分としてはこの地方文化事業にはタッチしていないということで、かわりの方をお願いしていたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） エス企画というのは、登記された団体でしょうか。

それとまた、連絡先がないようなのですけれども、その辺の確認はされましたでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

登記してあるかどうかということまで私のほうで今確認しておりません。

それから、連絡先につきましては、それらしきといたしますか、電話番号お聞きして何度か連絡を試みましたが、連絡がとれていないという状況です。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私も連絡しようと思ったのですけれども、連絡のしようがありませんでした。これは、架空の団体ではないかということが強く疑われます。その点でもう一度調査をしていただきたいと思うのですけれども、一方、実行委員会の会長さんはエス企画の方から、このビデオはでき上がった、完成したというふうに聞いているというふうに聞きましたが、会長さんはどなたから完成したというふうに聞いているかご承知ですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私どもが実行委員会に確認した範囲では、先ほど言いましたようにエス企画の方から、実質的に事業を請け負ったという言い方が正しいかどうかあれですけれども、仕事をやっていたという方からそのように話を聞いたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） エス企画の方の名簿とか、そういうものというのは、では調査しておられないですか。ちょっとどなたかというの知りたいのですけれども。私は、架空の団体ではないかということあくまでも疑っていますが、もしそれをなかったとしても完成していないものについて完成したといってその代金を請求すること、これは法的には何と言いますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 説明いたします。

法的に云々ということについて、私確たること言えるだけの知識ありません。申しわけありません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 市長にお願いですけれども、法的にいろいろ、今回のことは完成していないものを完成したとって請求することは法的には架空請求というふうにあります。こういったようなこともきちんと審査する方々が理解するようにということもマニュアルの中には載せていただきたいと思いますのですが、架空請求というのは犯罪ではないのでしょうか、課長。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、私、大変申しわけないのですが、法的にそれほど詳しくないものですから、それが犯罪に該当するかどうかという知識持ち合わせておりません。申しわけありません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） どなたかご答弁できる方いらっしゃいますか。

○議長（祝 優雄君） 荒井さん、どなたかというのはだめなのです。市長なら市長に問いただしてください。

○2番（荒井眞理君） では、市長、お願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 本当に私も犯罪に当たるのか犯罪に当たらないのかわかりませんが、しかしあってはならないことだと思っておりますが、この辺については私自身も勉強させてください、どれが犯罪に当たるのかどうかというの。弁護士もおりますから、確認をさせてください。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私今回のことでいろいろ調べました。架空請求は、もちろんそれそのものも犯罪ですけれども、それに対して振り込みをしたそのお金を受け取ることは、今度は架空請求詐欺ということになります。今回実際に完成していないものを完成したとって架空請求をし、そしてお金が振り込まれています。振り込みをされているということは確認されておりますか、エス企画のほうに。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会の通帳で振り込みがあったという金額と、あと領収証等ありますので、その事実は確認して



あります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） さらにお尋ねしますが、合計227万2,000円が振り込まれたというふうになっていると思いますが、そのお金はその後現在に至るまでどういう流れをしているかということは調査しておられるでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

具体的なお金の流れというものについては、私どもそこまで調べておりませんというか、できないというのが実態のところではあります。実際に、ただ先ほどありましたように、市のほうにはもう一部返還いただいているわけですが、エス企画のほうから実行委員会に対しても実行委員会の請求に応じた形のお金は戻ってきているという形のところは確認しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） まだ調べておられないということや架空請求詐欺が何かということ余り理解しておられないということなので、これ以上ちょっと突っ込むことはできないかなと思いますが、架空請求詐欺が成立するのではないかということが強く疑われます。この件に関しては、エス企画というものが本当にお金を受領して、そして自分たちで持っていたのか、あるいは他人の手にわたったのではないかということも含めて調査していただきたいと思いますが、少なくとも1回領収してはいけないお金を領収した詐欺、それをそのままほっておくということできないのではないかと思います。それについてはどうふうにお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

現時点で私どもある程度といいますか、事実関係をお話といいますか、内容お知らせした上で市の顧問弁護士のほうとはやりとりさせてもらっている段階でございます。映像記録編集の件については、内容に対して高額であるという問題ありますけれども、あくまで不当の問題であって、刑事処罰の対象には当たらないのではないかなというふうなご見解はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと次の質問に移りたいと思います。

衣装と道具の製作事業についてお尋ねをいたします。お手元の資料はナンバー4を見ていただきたいと思いますが、ここには、私は先日やわらぎのために購入したものというのを実物を見せてもらいました。実に不適切で不用な購入物が多いということを確認いたしました、私は。市は現地調査をされたということ

ですけれども、どのような形で確認をされたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

1月の中旬ぐらいだったかと思えますけれども、相川のほうに参りまして、会議室借りまして、そこに衣装、道具等一式運んでいただきまして、内容について確認したということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その会議室にあったものというのは、全てだったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

舞台と言われるものは、非常に大きなものでありますので、それは運んでいなかったのですけれども、それ以外のものは一通り運んでいただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それなのです、問題は。12月議会で問題にしましたけれども、例えば資料ナンバー4の①にありますけれども、発表用舞台作成と、これがなぜか後継者育成の中に入っているのですけれども、これに60万円かけてありますが、私が見たら、本当に実物を見て驚きました。すごい角材なのです。

1人ではとても持ち運び切れないようなもの、これはどういうふうに組み立てて、解体するのにどのぐらい時間と手間がかかるとか、そういうことはお調べになりましたでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実際に組み立てにどのぐらい時間がかかって、解体にどれぐらい時間がかかったというようなところまで確認はしておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 12月議会で私が指摘させていただいたのは、舞台というものはそもそもやわらぎの伝統芸能とは違うと、伝統芸能を保存するには逸脱しているということを架空で言わせていただいたのですが、私舞台を見て、厚さが5センチぐらいあるような角材を敷いた舞台になるのです。これは、運び出してから、そして設置するまでに近いところでもおよそ1時間はかかるのではないかというふうに思われました。それに対してやわらぎの上演時間というのは普通どのぐらいなものかご存じですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 大変申しわけありません。正確に何分というの私にはなかったことないも

のですから、正確なこと言えませんけれども、それほど長いものではないということは認識しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 大体五、六分ぐらいというふうに聞いています。その五、六分ぐらいの上演のために1時間か、どのぐらいかかるかわかりませんが、かなり重いですから、そういうものを組み立て、また解体すると、これが適当なのかどうか非常に疑問に思いました。私は、そこにいました会長になぜ上演時間五、六分のやわらぎのためにこんなものをつくったのかと質問いたしましたら、いや、これ春駒にも使うのだというふうに言われました。私は非常に驚きました。春駒というのは基本的に門付け芸で、家の前で家の人たちの前で動き回る芸です。それをこんな小さな舞台の上でやるというのは、伝統芸能継承にふさわしいと思いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

会長とのやりとりというのは承知しておりませんので、ちょっとその点についてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、そもそもこの舞台、12月議会からいろいろご指摘いただいているのは重々承知しているところです。こちらのほうとしましてはという考え方を述べる中で、見やすくなるというようなことで、それは観光目的ではないかというような議員からも指摘いただいているのも重々承知しておりますけれども、前提としまして発表の機会が多いと、少しでもそういう機会がふえるというのはいいことではないかという前提が置いてありますので、舞台使うことによってそういう発表の場がふえることであればいいことだなということで認めた部分ありますので、伝統芸能云々という答えにならないかもしれないですけれども、私どもとしては必要なものということで今認めているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） まさに伝統芸能継承ということが中心事業ですので、そこについてはやっぱり専門的にわかっておられる方のご意見を聞く必要があるかと思えます。舞台が作成されるに当たり、現地調査に行かれた方々は積算根拠と現物を確認したというふうにご報告にはあるのですが、舞台についての積算根拠というのも確認されたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

確認自体は複数で行きましたけれども、細かい、例えば板が何本で、それが幾らだということについては、あの舞台についてはそこまでは確認していないのは事実でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、また私が確認させていただいた購入したものの中でいろいろこれは違うなというものがありました。資料の1枚めくっていただいてナンバー5になりますが、このナンバー5の

真ん中のところでは、古道具屋さんからいろいろ買い物をされた請求書、3枚の請求書になります、の控えです。この真ん中のところに小道具がたくさん書いてあります。この中の小道具でどれがやわらぎに必要でどれが必要でないということ、課長、おわかりになりますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 私余り専門的知識なくて大変恐縮なのでございますけれども、基本的にそこに上がっているものは全部必要なものだということで購入したという認識でおります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 実際やわらぎを上演しておられる方にお聞きしましたら、この中で必要なのは三組盃と、それから高台だけだというふうに言われました。ほかのものは、やわらぎではなくて宝来に使われるものだ。宝来とやわらぎは、もとは一緒だけれども、その後違う芸として発達して、そして衣装も歌も、そして使う道具も違うということをお聞きしました。この請求書にあるものは、やわらぎと宝来をもうごっちゃにしているというご指摘を受けました。伝統芸能を知らない人が物を買うとこういうめっちゃくちゃな買い物をすることになる一つの証拠だと思います。伝統芸能継承者あるいはそれを知っている専門家が実行委員会に加わっていなかったということは、さまざまな面で適切さと問題を起すのです。今回の現地調査においては、専門家を交えてつくられた企画書、仕様書、合い見積もりに基づいてチェックが行われていましたでしょうか、今回。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会としてということであれば、そのような細かい内容についてまでチェックしていたということはないということで認識しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今後の現地調査においては、やっぱり仕様書とか企画書とか合い見積もりに基づいてチェックを行う必要があるかと思えます。そのことをご指摘して、次の5つ目のポイントに移ります。

実績報告書の審査並びに今後の審査体制についてということなんです。今回の実行委員会を構成している団体はどこどこですか。また、実行委員会というのは昨年度開催されていたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

以前もご説明させていただいた部分あるかもしれませんが、実行委員会のメンバー自体は複数団体あって、正確な数字今ありませんけれども、20近くなのかなというふうに考えております。24年度につきましては、設立時に一度設立総会と申しますか、そういうもの開催しましたけれども、24年度においてそれ以外に実行委員会が開催されてはいないというふうに認識しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実行委員会が開催されないでどうやって事業に関する物事というのは決まっていくのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実態として会長と事務局が中心になって事業を進めていたというふうに認識しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それが今回の事業がめちゃくちゃになった一つの原因ではないかと思います。佐渡市は、負担金を出して実行委員会の役員にも名を連ねているのに実行委員会の開催を指示してこなかった、そういうことに対して責任がありませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会に入っているからといって、市が箸の上げおろしまであれしろこれしろと言うこともどうかなという気はしますけれども、こういう結果になっているという事実を踏まえたと、もう少し市としてかわりようがあったのではないかというふうに今反省しているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、資料ナンバー6をごらんください。実績報告書の審査の問題の一例として、未完成に終わっている映像記録をめぐる佐渡市の審査の変遷というのを取り上げさせていただきました。市民団体が支払いの済んだ映像記録に問題があると指摘した11月29日の要請書があります。それに対して佐渡市は、12月10日にここでは何と回答しておられますか。また、回答に至る経緯も含めてご説明ください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

議員ご指摘の文書につきましては、平成25年12月10日で市のほうから回答申し上げているところでございます。ご指摘の部分につきましては、映像の実施については書類審査で確認しておりましたが、記録編集にかかる外部委託の実施方法については承知しておりません。なお、今後改めて検証作業することは考えておりませんという回答になっております。この時点で内容等については我々単価の是非も含めて何にもしていないということではなかったのですけれども、結果的にこの時点ではそういう意味で改めてというような言葉で検証作業することは考えておりませんという回答になっております。

れども、議員ご指摘のとおり紋切り型の回答であったというようなご指摘については真摯に受けとめて反省しているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 再検証に入っただけでよかったなというふうに思っていますが、その結果、今度は映像の成果品ではないと、不相当だということで返還、一部分について返還をするということになりましたが、なぜこれが全体の返還になっていないのかということについてご説明をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

最初の説明でも若干述べさせていただいたかと思うのですが、この映像記録にかかわる部分につきまして、やわらぎ、それから善知鳥神社祭礼の一部につきましては活用可能だということで、それにかかる実費分という正しい表現かどうかあれですけれども、日当、それから雑費というようなことで一部を認めたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） これは、先ほど触れましたもしかしたら架空団体ではないかと疑いが強いエス企画というところがやった仕事ということになっています。もしそうだとしたら、架空団体がやった仕事に対しては支払いをする義務も全くないと思うのですが、もしこれが架空団体だったとしたら16万何がしか残して支払っている部分についてどうされますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

何度もこのような回答で大変恐縮なのでございますけれども、ちょっと架空団体という定義、私明確に立証できないものですから、なかなかその直接的なお答えはできませんけれども、基本的にできている、一部活用ができるものというのについては認めざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） もし仮に架空団体だということがわかったら、これはこの映像記録の仕事全体の返還を求めていただきたいと思います。

次に、資料ナンバー7をごらんください。実行委員会の提出した収支決算報告書には偽造された領収証が含まれているという可能性があります。これは、私は確認していないから、可能性なのかもしれませんが、本当にこれが偽造された領収証だとしましたら、12月議会の世界遺産推進課長のご答弁の中にも事実

とは違う部分があったということが明らかになると思いますが、なぜこのようなことが起きてしまったのか、ご説明お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

結果的に私12月の議会におきまして説明したことが事実と違っているということが現在判明しております。その点につきましては、おわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それで、資料7に沿った形になるかと思うのですけれども、私どもが実行委員会なり、あるいは実際に指導されたという方に確認した上で12月議会ではご説明させていただきました。その後いろいろご意見受ける中で、実行委員会としても内容を精査するという中で、昨年末の暮れだったかと思えますけれども、実はこの指導についてはそれぞれ2回ずつやったというようなこれまでずっと説明だったものが実際はやっていなかったということが判明したと、そういう経緯でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） やっていなかったとご本人たちが正直におっしゃられたのか、ちょっとその辺はわからないのですけれども、実行委員会の中心的な事業は後継者育成で、その練習風景を撮るとというのが記録映像のさらにまた中心になっていたと思います。ところが、それが撮影されていないということを説明されたときに課長はおかしいなと思いにありませんでしたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

全くおかしく思わなかったといえばそういうことはございませんけれども、実際にまだこれからあるという中で撮らなかったという説明もございましたので、私としてはその段階ではその内容を信じたというのが実情でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、事前にもう少しこれは何とかなったのではないかなというふうに思いますが、ただ結果的にはこの答弁が事実とは違うことになってしまいました。そのことについては、訂正するとかそういうようなことはお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明します。

先ほども申し上げたつもりでございますけれども、12月議会及び常任委員会で私が指導がそれぞれいついつ行われたというふうに説明したのは、結果的に違う事実をお話ししてしまったということで、そのことにつきましては大変申しわけなく思っております。申しわけありませんでした。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 謝罪していただいたということは本当にありがとうございます。その謝罪の表明については敬意を表したいと思います。ただ、事実と違うことが書かれているということはぜひ何らかの形で訂正していただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

訂正というのは、ちょっとどのような形でできるのかどうかというの私、大変申しわけないのですけれども、勉強不足で今ここで議員にお答えできるものございませんので、できるならそうしたいという気持ちはやまやまでございますけれども、ちょっとお答えできる今内容持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと訂正の方法とか、そういうようなことはもちろん今すぐに処理して、一字一句今すぐにはということではないけれども、そのような意向はあるというふうに今おっしゃったと理解してもよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、事実と違う発言だったということで、当然そういう方法があるということでは訂正できるのであればそれが一番いいというふうに今思っているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次は、ちょっとお願いですけれども、このように議会で課長に実際とは違う答弁をさせるというような人物が市民の中にいるということは、市民同士の間でも非常に大きな問題になっています。今回課長に対して事実と違う答弁をさせるようなことがあった人たちには反省してもらって、二度とこのようなこと行わないというために何らかのペナルティーを科すべきではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

ちょっと議員のおっしゃるペナルティーというのが私どういうものかわからないものですから、ちょっと私今それについてお答えできるだけのちょっと立場にないというふうに思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私も、申しわけありません。どんなペナルティーがあるのかはよくわからないでお



聞きしていて申しわけないのですけれども、市長はいかがでしょう。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このように審査が結果的に不行き届きだったという点については、私のほうからおわびを申し上げます。ただ、これをどういう形でペナルティーをかけるかということ、通常の補助事業の場合どういう対応と。例えば会計検査院が入ってきてどういう対応をとるかということについては、今回のような事例については代表者、実行委員会という代表者がいるわけですから、この人呼んで私のほうから嚴重注意をするというものが基本的にあります。国の補助事業であれば会計検査院のほうに行って、大変申しわけございませんでしたということで謝るとというのが通例でございますので、最低それは私はやりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、最後の質問になります。

冒頭にこの団体が、地元団体が自主返還をするというふうなことでしたけれども、市のほうから全額返還命令をするのが正しいのではないかというふうに思います。実際に今返還された部分はあるというふうにお聞きしていますけれども、自主返還ではなく市からの全額返還命令に切りかえるというお考えはありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

一部返還につきましても、ちょっといろいろご意見受ける中で持ち帰って検討した結果でございますので、この時点でそれを変えるという考えは今のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、今お調べくださいということもいろいろお願いしましたので、そのことも踏まえて最終的に全額返還を命令するという形がいいのではないかと思います。その点もまたご検討いただければと思います。

最後に質問をしたNPOと補助金、負担金、交付金事業についてですけれども、さっきの佐渡市入札参加資格者名簿に平成23年度4つのNPO団体が登録されていたということでしたけれども、その中に今回の芸能保存実行委員会で事務局を担ったNPOは入っていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

2団体入っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） NPO法人が事業報告書を提出しなければならない期限はいつですか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 事業年度終了後3カ月となっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 平成24年度の事業報告の提出状況、7団体その段階で出ていなかったと伺っていますが、その中に今回実行委員会を担った事務局のNPOは入っていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 事務局のNPO団体につきましては、この2月24日に提出しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと時間がないのですけれども、この件に関しても非常に重要な案件だと思いますので、引き続き6月議会でさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） これは、議長、これ議会の品位と権威にかかわることですので、荒井さんは虚偽答弁があったのだと、それを取り消すか取り消さぬかということで議長のほうで暫時休憩ということで議会運営委員会を開いたわけです。ところが、荒井さんはその後質問に立って、その虚偽答弁というのはなかったのだという意味の質問をしておりますので、これは議会の権威において本人に取り消させるのか、あるいは議長職権で処理するのか、その辺をしっかりとっておいてください。

○議長（祝 優雄君） これは私において処理をさせていただきます。

ここで10分間休憩といたします。

午後 4時00分 休憩

---

午後 4時10分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤祐治郎君の一般質問を許します。

大澤祐治郎君。

〔9番 大澤祐治郎君登壇〕

○9番（大澤祐治郎君） それでは、岩崎副議長から発言の許可がありましたので、3月議会の一般質問を行います。

まず、甲斐市長にこの3月1日の合併10周年を迎えられたことに心からお喜びと感謝を申し上げる次第であります。私は、不参加でありました。なぜか。合併の離脱のA級戦犯であります。したがって、自信と責任を持って参加をいたしませんでした。私さえちゅうちょするぐらいの平成の大合併であったわけですが、県から落下傘の市長はいとも簡単に何十年もこの席にあるような発言をやっておりませんが、それについて少し苦言を呈しながらお聞かせをいただきたいと、こう思っております。

甲斐さんが市長になられて、将来ビジョンにも書いてありましたが、要するにこの佐渡市が将来、合併時にあった7万4,000人近い人口から、税収57億、58億あったものがそれを割り込んで大いに、さて、先どうするかというような状況下にあるようなわけではありますが、そういうことを踏まえて、私はぜひ甲斐市長と意見交換をしてみたいと思っております。

この平成の大合併は、私はもう本当に尊敬しておりますが、我が会派長の竹内さんが実は合併の推進協議会において、議長10人、首長10人、20人の構成メンバーで推進協議会をスタートさせました。その折、政府のいわゆる合併問題に乗るか乗らないかという大変な口角泡を飛ばした意見の中で彼一人、この合併は絶対やってはならぬ、合併は間違っておりますよ、佐渡市のような土地だけ大きくて中身の無いようなところはまさに自ら墓穴を掘る、そういう政策に走らざるを得ないのだよと、だから私は絶対反対だと、並みいる議長や首長を前に、相川が会場でしたか、ここまでずっと出て行って、だっと数字を並べた。それまでは、我が会派長、遠巻きから人格や何やら聞いておって知っている程度でありましたが、しかしやっぱり隠れた勉強家というのはおるのだなと、本当に私は驚いた次第であります。まさにその竹内予想が当たって、そして佐渡市はこれから先々も非常に荒波にもまれながら、最後まで就航できるのか、あるいは途中で沈没するのか、船を放棄して甲斐さんが逃げるのか、火を見るより明らかなような状況がどこかからおってくるような状況でもあります。

そこで、私は常々あるものを使い、なくて必要があったらこれは万やむを得ぬ、市民や議会に相談を得てやることはやぶさかではありませんが、あるものをさらに屋上屋を重ねて借金を重ねるようなことは絶対やるべきではないと。私の常日ごろ尊敬しておる加賀さんと、ここは一番私の、いつも会うと衝突するのはここです。私はとにかくこの合併、庁舎、この問題一途に、離脱、脱会までして、政治生命を4年間縮めて、そして今日やっとまた皆さんの顔を見れるところまで来ました。気持ちの上では非常に喜んでおるのですから。

さあ、そういったことで前置きはこれぐらいにしますが、きのうからの質問を聞いても、両津のあのインフォメーションはなぜ必要なのだ、十五、六億の金を使って何をしたいのだ、いわゆる離島の観光や、あるいは会議のまとめの事務所として甲斐さんは恐らく欲しいと言うのでしょうかけれども、これは甲斐さんのときに決まったのではありませんから深く責めませんが、あれはまさに動き出す前から赤字でございます。保証いたします。なぜこういうことを申し上げるかという、甲斐さんは私が佐渡に水族館をつくれ、それもPFIでやれ、30年間はあなたは自分の金持ち出さないでいいのだ、そこまで教えてやっても、どこか血栓を起こしておるか、動脈硬化があるか、理解をしていただけません。ところが、甲斐さんが出世街道を歩いてきた上越の振興局、そこで水族館そのものをやめると、つくるのを置こうと、こういうような有識者会議やら議会でもそんな話があったのに、ことしになって水族館を、20億だったかな、定かではありませんが、大きな金をかけてつくりたいと。それはなぜだかという、やはり人間の働いた、働

いた、考えた、考えた、そういったことだけではいい結論を見出せない。いわゆる子供に豊かに教育を教えるためにも水族館は必要だし、あるいは佐渡の言うなら特徴を売るためにもこの水族館は必要であるという原点を今の市長のもとの職場の町村の水族館行って聞いてまいりました。新潟のマリンピアが200億かけてまたやり直しをする。何か聞くところによると、マリンピアも六、七十万のお客さんあれば採算がペイすると。そこで、私は我が意を得て、市長が6次産業、観光に特に力を入れて佐渡をあっど驚く島に変えるのだという意欲を持っておいでですので、特段市長にさらにもお願いということで、合併特例債が余って、使い切るのに動脈硬化で使えぬと市長が言うから、いっそのこと加賀さんにでもお願いして水族館を、相川でもいい、両津でもいい、金井でもいい、佐渡の一つの大きな文化の発信基地というようなことでぜひつくっていただきたいということを最初に述べながら、質問に入っております。

私は、5点ばかりそこをお願いを、質問を掲げております。その5点を読まないでこれ議事録に残らないものですから、目が見えぬのを苦勞に苦勞を重ねてちょっと読みますが、甲斐市長の佐渡市将来ビジョン、よく読みました。非常に上手に書いております。それは、国から総合政策監を連れてきたり、新潟県庁から専門の職員を連れてきたり、こういうことしておるのですから、当然すぐれたビジョンにならなければなりませんけれども、その中に、まだおまえこだわることとお叱り受けるか知りませんが、庁舎は現在の金井の庁舎を使って建てるのだと。恐らく総額40億近いものが要るのではなからうかなと。加賀流で言うと3割持てばいいのだから、そう言ったって12億だと、こういうことになりますが、あつてする借金は幾らしてもいいです。ないところに借金を重ねれば、砂上の楼閣より惨めなものです。そんなことで、私はあるものは使い、ないものは工夫をしろ、そういうことで甲斐さんにあえて苦言を呈したいと思っています。そのときの甲斐さんの、何度かにわたって私が質問することで一番得意な回答は、さきの合併協議会の運営委員がとにかく答えを出してくれておると、そのご苦勞に対しても私は応えなければならぬと、もっともらしいこと言っているのです。どこにも答えありません。第8号証にそういうものがあると、そこから市長は読み取ったということをおっしゃいますが、そんなもの全然影も形も載っておりません。あるのは、その後我々が離脱、脱会をして協議会が解散になった。そして、その協議会を時の高野さんが運営していきたいために部内で優秀な課長諸君を集めて推進委員会をつくってまいりました。そこには確かに上から腕組みしていらんでおるのですから、いや、それは大澤が言うように庁舎つくらぬほうがいいよなんて言える課長はいません。人の名前挙げて申しわけありませんが、庁舎整備主幹、彼に至っては市長がおまえ死ねと言えれば死ぬのではないかぐらいの忠誠心を持って、私がいろいろ聞いてもうんとは言いません。そこいくと、やっぱり意外や意外、伊貝さんは自分の逃げ道をちゃんとつくって、財政は責任持てるかと言ったら、いや、とても行き着くところまでは、赤字債権団体にならないように予算措置はやりますが、私がやめた後はどうなるか知りませんが、こういう上手な逃げ道をつくっております。そこで、甲斐さんに私がまことしやかにそういうことが、先人が決めたことをあえてレジスタンスを起こしてどうでも認めろというようなことを言っているように捉えると困りますので、今のことはここで甲斐さんと争うつもりありませんけれども、そういう文面、文書はありません。それをつくった張本人は、親松さんと斉藤、当時の総務課長であります。私は、私ごとで言うのですから、名誉毀損もへったくれもありませんが、憎まれたな、憎まれっ子世にはばかるなど。しかし、根底から政治をやるにはそんな憎まれ役もおらなければならぬと思って、心を鬼にして甲斐さんをお願いをいたすわけではありますが、とにかく庁

舎は財政がないのでありますから、だったらつくらな、我慢しろ。18年、20年たって、金井の庁舎が言うなれば建てなければならぬようになったときに、次世代の政治家、為政者に建てるか置るか、そういう相談をして、手あかのつかない庁舎を彼らにつくらせればいい。我々がつくっても、もちろん30年もつかあしたの命もわかりませんが、とにかく手あかのついた中古品を次世代に渡して、とにかく借金は頼むよと。私のうちを見ておるようですが、せがれにそんなことを残すなんてことは愚の骨頂だと私は思っております。非常にそういう意味では私は甲斐さんを実は買ったのです。勢いもあるし、話すことはラッパは大きいのを言えるし、今までの我々が見た市長のタイプとちょっと違うなということで、実は彼を、いまだに隣におるから、死んだわけではありませんから、買ってありますけれども、今のような無理をして、理事者千人力という特権を使って、金井に庁舎をどうしてもつくらなければならぬというお考えがいまだにあるのかどうかの再確認をしてみたいなと、こう思っております。佐和田1万5,000人の皆さんは、テレビの前で大澤が庁舎残せるか、甲斐にいわれるぶった切られるかというようなことで、ウの目タカの目で見いております。それもやはり佐渡で一番担税率のある佐和田町の税収がこけたらどこの誰がその税収を補っていくのか。私も甲斐さんも30年後は生きておらぬものですから、そういうことも甲斐さんにもう一回頭に入れてご検討していただきたい、それが私のきょうの5つも並べた、これはこじつけです。たった1つあえて言えといたらこの庁舎問題であります。

さて、佐和田町もいよいよシャッター街がどんどんふえてきました。それも褒めなければいけません、うちの会派長の竹内さんが両津をシャッター街にしたのはおまえたちだぞと怒った。そしてまた、佐和田を第2の両津にするのか、鋭い質問を投げかけてくれました。私は、感銘どころではない。えらく涙を絞って出して感動いたしました。その折に、これだけ私が熱弁振るっても甲斐さん馬耳東風、聞いておるような様子はないが、とにかく喫緊の重大な問題であります。世界遺産、いつになったらこれ認められるのですか。16年たてば佐渡汽船また船を新しく買って佐渡市がどうぞと差し出すのですか。甲斐さんが背負った十字架は、非常に大きなものがあります。墓場まで行ってあれは甲斐がやったのだと私は言いますから。そういう無駄なものは私は絶対に慎むべきだと思ったのですけれども、これは理事者千人力ですから、甲斐さんに逆らったってどうにもなりません、さて、もう一つ、庁舎は決定的に佐和田でだめだというどこかの政党の代表市会議員がおりますが、津波だというようなことを話題にしております。津波が来て、そんなことおっかなくて、ここへ出てきてこんなこと言えますか。甲斐市長にもその先生にもよく理解していただきたいのですが、津波なんていう100年に1回、1,000年に1回、あるいはあした来るかもわからぬ。しかし、そういうことを言うのであるならば、船で佐渡島民を安心なところへ運べる、財産を運んでもらえる、その寄港のできる港、いわゆるバースの整備もしてもらいたい、あるいは県にしてくれというような甲斐さんがお話をしているというようなことは、私は一遍も聞いておりません。ですから、いろいろなチャンスを甲斐さんは自ら逃がしておる。それは、そんなこと言うと加賀先生にお叱り受けますけれども、あのガメラレーダーの許可を出したのは甲斐さんですか、高野さんですか。恐らく高野さんでしょう。そして、加賀さんに追い込まれて、いや、あれいつの間にああなっておったのだというような、そんなばかな発言をやって今まではこれたのです。もうそういうわけにいかぬ。ひもがついても仕方がないが、佐渡島民が持ち出しをしないで事業をできるような国策を持つてくるということを私は甲斐さんに考えていただきたい。その第一が今言った二見港の、イージス艦の寄港地、3交代でやるのだそうですが、1回

に100人だかの兵隊が乗るのだそうです。300人の兵隊があそこに宿泊地を設けて、二見に、泊まるのです。毎日魚を食べているわけにいきません。野菜やら何やら、それぞれバランスのとれた、産業がそこへまたついてくるわけです。ですから、私はそういったことともう一つ、これを言って私県会落ちましたけれども、航空自衛隊をぜひ持ってこいと。1中隊1万人連れてくれば、子供と4人持てばそれだけでも4,000人の人口がふえる。ですから、そういったことでぜひそういうことを利用するということ、やっぱりそういうところに先見の明を、為政者である限りは、しかも最高学府を出て新潟県庁のエリートであった甲斐さんが恐れ多くも佐渡市の市長におさまっておるわけですから、その特権を大いに生かしていただきたいと、こう思っております。

佐渡で一番効率のいい公共事業の予算を使っているのは、私のうちの裏の湾岸道路であります。あれは、新潟県が1%、佐渡市は一銭も持っておりません。それからあとは、国の全部持ち出しです。それは、めったに決まりません。顔の悪いのが行ったら決まらぬけれども、たまたま顔がよかったか、私は扇千景さんが国土庁長官のときをお願いに行ったら、議長会の特別事業問題としてその事業を認めてやるということであれば決定したのです。甲斐さんが上越において、上越地震の……

〔「糸魚川」と呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） 糸魚川か。失礼しました。おって、あそこの言うなれば事業、地震の後始末、そういったものに非常に苦労したときに、あそこを一番助けたのは佐渡市であり、当時の佐和田町です。そこへおりてきた200億近い金を県は流用して、そして今、今日まだ完成しません。本来は、平成21年には完成しなければならぬ事業だった。いまだにまだ二、三年かかるような状況であります。そういったことを考えて、実を見ず木を知る性格だと甲斐さんのことを聞いておりますが、ぜひひとつ大海を見てきたということで、この佐渡市の事業をさらに前向きに進行、進展させていただきたい。

それからもう一つは、目減りしていく、とめどもなく進んでいく人口の目減り、さあ、これを甲斐さんはどうやってとめるのか。アドバルーンは立派なの幾つも上がっておる。あれも甲斐のアドバルーンだ、これも甲斐のアドバルーンだというのはあるが、具体性が何もない。中身が空。こんなことを並べられて、もう言うなれば一緒に4年間私は勉強させていただきましたけれども、もうそろそろだまされてはいかぬという気持ちで、まなじりを決してきょうはこの舞台に立ちました。せめて加賀さんが言うように赤字でも何でもいい。地球より命のほうが重いというような、そういう人類全部が幸せになるような医療技術に金を突っ込むとか、そんなものであるなら私はもう大いに裸になっても応援をしたい。しかし、言っていることは職員の数を減らします、これは高野さんのときからも言っている。しかし、職員が気の毒ではないですか。悪いことしたわけでも何でもありません。勝手に合併されて、おまえ首だというようなことを私は許してはならぬと思っている。私は、かねて高野さんのときに言いました、直属の出先の事業はその職員にやらせたらどうだ。なるほど、素人ばかりだかしらぬけれども、それも3年苦労すれば一丁前になるだろうと。そういったことで職員の留飲を下げてやらぬと、今のままでは毎日市役所へ通ってくるのが実に肩身が狭く、大変な思いをしておるような気がいたしております。ですから、そういったことの考え方もひとつ方向を変えていただきたい。

それでは、長講一席とりとめない話をやりましたが、これが私と一緒にあの大勢の中に石を投げられるようにして合併協から離脱した齊藤和夫氏の怨念と私の腹立たしさがあるということ甲斐さんにはどう

してもわかっていただきたい。これをやれなければ、あなた本当に市長次回は私は応援しませんよ。とにかく何が何でも今言うような目鼻立ちのつく、そして将来の方向がしっかり見れる政治をとっていただきたい。一生懸命勉強して、王道を歩いて、いい市長だったという名前を残すということに応援をいたしたいと思いますが、ぜひとも私の質問に対して丁寧に答えてください。ほかの人は1時間でやめろと言っただけけれども、ちょっと長くなりました。この程度で第1次質問は置きますが、第2次は私が申し上げることは通告書に印刷してありますから、見ておいてください。特に質問したいことだけを特筆して私は甲斐さんをお願いをいたしたということでもあります。

以上であります。

○副議長（岩崎隆寿君） 大澤祐治郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

きょうで大澤議員含めまして7名の議員の方々から質問をいただいておりますが、今回のものが一番答弁しづらいわけでございまして、答弁漏れがございましたら2次でひとつお願いをしたいと思っております。

まず、御礼申し上げますが、3月1日に行われました10周年の記念大会、盛大に行われました。心から感謝を申し上げます。これを契機に11年、12年と向かってまいりたいというふうに考えているところであります。

合併がよかったか悪かったかということ、私の任務はそのことを問うのではなくて、合併をしたこの佐渡市をこれからどうするかということを生懸命やるのが私の責務でございます。したがって、過去どうであったかということについては言及を申し上げません。合併をした結果こういうふうになりました。でも、合併しなかった場合にどうなったかということは誰もわからぬわけではありますが、しかし合併をした段階で人口の減少は続いております。観光客もどんどん減っているということも事実であります。高齢化も進んでいるわけであります。私は、何度もご答弁申し上げているところでありますが、今約1,000人の人口が落ちている。毎年毎年落ちているわけですが、これをゼロにして、また1,000人ふやすなんていうことは、私はできません。これは、もうはっきり申し上げているわけであります。なぜならば日本全体が人口が減る中においてどこの市町村でも、どこの地域でも一番苦慮していますし、また議員がご指摘のように人口対策について具体的な施策がないという、これも本当にそのとおりでありまして、私も何とかいい方法がないのかという形で考えているところでございます。先般代表質問の中で、シルバーホテルとかこういうようなご指摘もいただきました。私はそのときの答弁で、入ってくるかどうかわからぬけれども、1年間かけてじっくりといわゆる需要量調査をします、そういう形で大胆な、今回保育料の問題もやったわけではありますが、そういうことではなくてハードを含めた大胆なものに取り組んでまいるといってもお約束をさせていただいたわけでございます。そういう中でこれからも一生懸命頑張っていくということでございます。

きょうの大澤議員の質問は、私の聞いている限りでは大きなものは庁舎だというふうに考えております。もっともご質問いただいていたわけではありますが、それはまた次のときにやらせていただきますが、

庁舎につきましては私は何も権力に風を吹かせて1人でこれを言っているわけではございませんし、今回の26年度の予算の中にこの庁舎の問題も盛りさせていただいたわけですので、ぜひ議会のほうにおいても慎重なご審議をいただきながらこれを進めていくということでございます。

合併協定書というものでございますが、私も合併当時はここにおらなかったわけでありまして、それをひもといてみると、ずっと時系列的に書かれているわけでありまして、やっぱりそれは私自身は尊重していかなければならないなと思っています。これは、そんなものないのだというお話もあるわけでありまして、私はどういうわけかそれ見つけたわけでありまして、それに基づいて今進めているということでもあります。

したがって、庁舎につきましてはまさに議員が今おっしゃってございましたように、あるものは使う、足らないところはつくる、これが基本でございます。確かに10年たったとか後にそのときの人がつくれればいいではないかというお話もございます。ごもっともな話かとは思いますが、しかし今合併特例債という有利な制度があるうちにこれはやっぱりやるべきだというふうに思っていますし、その具体的な内容につきましては、現在本庁舎があるわけでございますけれども、さらに今分散をしているところの真野、佐和田、両津があるわけでございますが、これについて本庁機能を集約するということが必要ではないか。縦割り、縦割りだというご指摘を受けている中で、やっぱり集まってみんなの横串を刺すということも必要であるだろうし、もう一つは防災上の観点等々を考える、あるいは合併特例債というものを活用するというにすれば、現庁舎を生かしながらその周辺に新しい足らない部分の新庁舎を増設するということは、私自身は進めてまいりたいということでご提案を申し上げているところであります。ただ、その段階で議会の皆様方から強くご指摘を受けているのが借地の解消であります。これについては、当然やっていかなければならないわけでありまして、いわゆる地権者との交渉も何度と重ねてまいりました。現庁舎の左側の借地につきましては、3筆、およそ3,000平方メートルの買収について同意をいただいておりますし、もう一つは現金井保育園の統合移転先候補地でもありますけれども、その施設の解体費が今回の26年度の県議会においてこれが予算計上されたということもあり、今県当局と交渉いたしております。この北側の市有地を利用することによって一層の借地解消が進むというふうに考えているところであります。

さらに、ご質問ございましたが、バースの建設あるいは喫水の問題、さらにはクルーズ船の問題、これについては代表質問の中でもお答えをしたとおりであります。私は今がチャンスだと思っております。それは、単なる県と一緒にやりながらみんなでそろって国に陳情に行くという、このこともやっていかなければならぬと思いますが、佐渡市独自にやっぱり策として組んで、何とかしてこれを進めていかなければならない。もちろん住民のこともあるし、もう一つは観光もある。防災の問題、いろんな点でこれはやっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

他については、また次の場面でよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） それでは、庁舎の件に関して、市長も飽きずに懲りずに答えていただいたことに感謝いたしますが、市長、協議書があるようなないようなという、私ちゃんと持っているのです。2回協議会を持って、佐和田は離脱、脱会をして協議会終わってしまったのです。だから、したがってその中で



建設、あれをつくるとしたら高野さんが自分の幹部候補生を集めて、そして合併についての協議をやった。そのときのやったあれは、斉藤さんといわゆる元副市長だった親松さんが、はっきり本人のところ行って私確認しておりますし、これしかないのです。これ以上あったら大変なこと。何にも書いてありません、そんなことは。庁舎、佐和田は離脱したからどこ行くかなんていうことどこも書いてありません。ありますか。あったら私の質問の後に話をしてもらいたいのですが。

それで、私はせいぜいここで確認できるのは、見出しのところに庁舎の位置の確認をするということはこうやってはっきり載っておりますが、今言う今の金井の現庁舎を庁舎にしようとか、そういったことは、第一、委員会がご破算になってしまって、ないのですから。それから、そこに出て高野市政の高官が仮にそんなことやったにしても、あの人たちには議決権もなければ決定権もない。あれば高野さんがそういうことを言うはずだったのですが、あの人はそんなこと一言も言わないで逃げてしまった。だから、そのことをとやかく言いませんが、私は市長にあえて言いたいのは、またここへ来て庁舎の土地が決定しなければ後ろへ延びるのですが、合併特例債はもう退路を断たれてしまったわけですから、それ以上の予算を持ってきてやるということではできないわけではありますが、市長が得心、確信を得たという文書があったら出してください。私この前のときにそれがあったらあなたにコピーとってくださいとお願いをしたつもりですが、一向にその話も来ませんので、あえてここ申し上げましたが、最後の結びに、新穂の村長がこれで合併推進協議会は解散になったのだから、今日はこれでやめませんかというのが載っております。ですから、私はそれがけしからぬからおりたというのではない。物理的にも、それから今までの流れに乗っても、佐和田よりいいところはどこありますか。それから、私があえてなぜ記録とるのだ、あくまでもデータだといって私らをだました2,000人のアンケート、あんなものなんかこれは問題になりません。市民の意を酌むなんてことには、選挙の出口調査ではないのですよ。ですから、そういうこともおっしゃったように記憶をいたしておりますし、それとあわせて私が納得できるようないい資料が出たのならどうぞお話しください。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回ビジョンの見直しに当たりまして、その中で庁舎という項目もあるわけでございます。その際の、67ページにも書いてありますけれども、合併協定書の抜粋という形で、実は本物というのは今持っておりませんが、そこの中にも1つは合併の方式は新設合併とするということから始まりまして、新市の事務所の位置、新庁舎の位置、合併後新たに建設する本庁舎の位置ということでありますが、金井町千種沖地区とする。そして、2番目が事務所の位置、新庁舎ができるまでの間本庁としての事務を取り扱う庁舎の位置、現在の金井町役場とするというものが抜粋としてここに上がっているわけでありまして。これは、抜粋でありますので、本物はもう一回見つけますけれども、そういうものに基づいて私はこれ聞いておりますので、これに基づいているということでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長、その記録は私も持っています。将来ビジョンについて、それも見ました。そこにどこの時点でどこの協議者が集まって金井に庁舎を決定するということが書いてありますか。そん

なこと書いてありませんよ。佐和田が離脱をしたから、だから2番目の候補地であった金井が自動的に上がった。そうしたら、最後のときに協議会が解散をしたときに、そういう論法なら金井の土地は物理的にだめだからと言ったら、あそこは土地としては不適當です、協議委員会がはっきりそういう答えを出しました。私がお願いの方々申し上げたいのは、そんなことにいつまでもこだわるな。だから、甲斐さん、市長にも時折、あなたがちょっとは機嫌がいいかなというときに私は話をしたつもりです。この庁舎は、財政を考えて自分のときにやるべきではない。今ののを使って何とかしのいで財政を緩やかに持っていくような政治を考えるべきではないかということをお願いしましたが、それは覚えておってくれると思いますけれども、やっぱり私は物理的にも理論的にも考えたって金井というところは、金井が悪いというのではないです。庁舎を建てたり、そういう大きな建物を残すというようなことには不向きだ。そこへ行って40億ぐらいのまた金をかけて、そして包括庁舎をつくるということが果たして賢明な知恵かどうか。そして、金を出してもらおう子供たち、孫、ひ孫には中古もいいところのを渡す、30年たったものを渡すということになるのです。そこへ入って職員の行儀がよくなりますか。職員の規律が守られるような環境になりますか。そこへそういうことがないから職員がたるんでおって、そして佐渡病院の精神科へ一番職員が入院しておるなんていう嫌がる言葉をたたかれるぐらいノイローゼ状態に追い込まれておるような環境ではないですか。ですから、私はとにかくもって私の言うことに賛成していただけないなら庁舎建築はやめなさい。そして、今あるものを使って、財政の安定化を図り、もっと喜んでもらうことがあると。だから、そういう方向に向けてもらいたい。

立ったついでに1つ続けて、市長、いいかな。議長、いいかね。

○副議長（岩崎隆寿君） はい。

○9番（大澤祐治郎君） さあ、念願の水族館です。財政がない、困る、どこにも原資がないというのだったら、金を貸してくれるというところがあるのですから、使えばいいではないか。そういうものをあえて突っぱねて、そして佐渡へ来て、リピーターのつく観光事業やりたい、やってみせます。問題の中身はどこへ置いてきた。全然議論のないままにそういうことをやっておる。ですから、あなたが糸魚川の大振興局長だと評判もいいらしいですが、どっちの評判がいいのかわからない。仕事ができるというのだから、お酒飲むのが上手だというのだから、それはわかりませんが、そういうところでさえも一旦否決したのでしょう、そのまちで、市で。それをあえてまた去年の9月かな、10月に特別委員会をつくって、そして建設をするという方向に議会が決めました。私は、佐渡へ観光に来た人たちが、言うならば雨が降っても雨宿りもできない。また、猛暑がことしもあるのではないかと断言していますが、その猛暑を避ける日陰もない。そんなところへ観光客来てくれということ自体がおこがましいと、こう断言しております。それもぜひ検討していただきたい。

もう一つ、ついでにいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） そんなことで、ぜひとも観光に幅が付き、リピーターがつくような、観光客を誘致するような水族館をつくってもらいたいのだ。子供には自然の勉強にどれだけ役立つかわからぬ。きのうのテレビでも、ダイオウイカというのですか、佐渡沖には今までいなかったものが来たと言って、尖閣湾の水族館行ってきてきましたけれども、あれもかわいそうだ。あんな狭いところへ立ったままずっとお

りましたけれども、きょうは死んでいるかどうかしれません。きのうか、おとといになるか、行って見てきました。そしたら、こういうものも佐渡にはあるのだな。それから、そこへ来ておった、小学校6年生といったな。理科のあれで来たのだけれども、佐渡の海にどんなものがあるって、どんなあれがあるのだから見たいなという話やっておりました。ジオパークも結構です。大いにやってください。でも、肝心のあなたが言う6次産業につながるような中身、材料は見えません。あったらどうぞご披露していただきたい。

それと、お客を受け入れるいろんな建物、ホテル、さあいらっしゃいと言えるホテルがどこにありますか、あなた。みんなもう改修に、改修は命尽きるまでという歌があるように、資産は尽きてしまって、農業なら、だから私は思い切って、よし、佐渡市が合併特例債があるうちに基金をひとつ50億ぐらいのを設けてやろう。それをうまく活用しながら少しでも生き残れるホテルをつくって佐渡観光につなぐというようなこと、それが考えられないということはないと思うのです、あなたの緻密な頭で。だから、ぜひそんなことを考えていただいて、この3つ、先答えてください。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず、1点目の合併協定書の問題だとは思いますが、お答えをさせていただきます。

これも佐渡市の合併記録誌という、これは勝手にこちらがつくったといえればそれでおしまいではありますが、私がここへ来て市長になってから、あるいは副市長になってからでもありますけれども、合併後に来たわけですから、当然過去のことよりもこれをやっぱり尊重するというのが私の立場であるだろうと思っています。今大澤議員がおっしゃったように金井というのがあるものだけれども、それは佐和田が抜けたから、次の2番手の金井になったというようなご発言もありました。しかし、合併のこの協定書を見ると、新設合併というのは10カ市町村という名前が入っています。それからもう一つは、合併の日ももちろん入っていますが、そこでさっき申し上げました新市の事務所の位置というものもここに入っているわけでありまして。したがって、ここにももしも合併の方式で佐和田町がなければまた話は別ですけども……

〔「それがなけりゃそうだ。そうだよ。そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） うん。10カ市町村の中でこういう形になっているわけですから、私としてはこれを尊重をさせていただくというのが常々申し上げている答弁であります。

次に、待望の水族館であります。これは、私も新潟の水族館にも行って勉強してまいりました。上越にも行って勉強してまいりました。特に新潟の場合は、反対があったわけでもそんなでもないのです。あれは、PFIみたいな形を使って、これから拡充をすると、こういう話になっておやりになっているということでもあります。それから、上越の場合はそういう問題があったのですけれども、これからの北陸新幹線のこともあり、議会のほうと話をした、そういう形でそうなったということも聞いております。ただ、入り込み客の道筋といいますか、どういう形の方々が入ってきているかということを見ますと、新潟市の場合はほとんど新潟なのです、基本的には。それが一つの問題であるということがございます。それで、上越新幹線で仮に新潟まで来て、新潟の水族館に来て、佐渡へ来ます。そうすると佐渡は、ではお客さんに聞いてみると、四角い建物の中なのかどうか。周りじゅうが水族館ではないか、こういうような話も実は

聞くわけでありまして、私もこれは新潟の水族館の担当とも話をしたわけでありまして、そういうこともあります。それから、上越については、要するに上越地方でのいわゆる水族館というのは上越市にありますし、あとはあそこに魚売っているところにありますけれども、そういう形であそこが一つの拠点になっているわけでありまして、そういう意味において、私は水族館を建てるということについては、つくるといふことには問題は私はないと思う。あとお客がどう入ってくるのかということで、閑古鳥が鳴いて、本当の魚ばかり泳いでいて人間が全然見ないような水族館ではうまくないのではないかなという懸念をいたしているところでございます。

それから、3番目の観光ホテルの問題です。議員確かにおっしゃるように観光ホテルについては大変古くなっているということも事実であります。したがって、これから私どもはお断りしているようにこの26年1年間かけて、国もそういう動きになっています。県も動きになっています。耐震をどうするのかということ、耐震に対しての支援をどうするのか、あるいは耐震後のそれをどうしていくのかということについて、ことし1年で真剣に考えなければならない。それから、各地に出ております大型な解体をしなければならないようなもの、これをやっぱり解決をしなければならぬことし1年の大きな仕事だと思っているのです。ところが、ほかの地域では例えば条例なんかをつくって解体をやるということやっています。あれは、基本的に条例をつくったとしても解決になっていない、あれは。そういうことで、本当に意味のある施策ができるのかどうか。いわゆるキャパな問題としてこれやって、3,500人から4,000人しか今キャパがないわけです。これをどうやってこれから維持をするかということがやっぱり大きな課題だと思っていますので、これはホテル業界とも話をして、ただそのときに今のホテルの状況からするとなかなか体質の問題があります。したがって、ことし1年間かけてこれはじっくりとやらなければならぬ。これは、ことしの大きな仕事だと思っています。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） ありがとうございます。続けて、3つぐらい固めてまた聞きますから。

私は、観光対策等特別委員会の一員であります。そこから出てくる、課長が苦勞してつくってきたデータないしは参考を見ても、汚い、暗い、臭いのホテルをどう改良できるかというようなことは一つもない。ましてや金はないと、こういう話が出てくる。浜田委員長は、仕方ない、確かに俺会社潰して私財投げ打ちかぐらいの考えでおるかと思うのですが、しかしそんなことで6次産業の観光がかつてのように隆盛を迎えるなんていうことは、私は絶対ありっこないと思う。それから、きょう荒井さんがおっしゃっていましたが、思い切って行政が出した大きなホテルを一括してつくってみたらどうですか。どうでも今のようであればだめだ、これがだめだ、へったくれだと言うのなら、それもやれば30億もあれば立派なのができます。でも、私はそんなものつくれとは言っていません。あなたが観光で私は付加価値をつけて立派なのをやるのだと、こう言っておりますから、言うなら言うなりの種というのがあるだろうと、隠し種があるのだろうと、私はそう思っておりますけれども、やがてお使い3年になろうとする中において何にも、お言葉は今までの歴代の市長に比べたら声も大きいし、理路整然と立て板のように流すから、聞きやすいことは聞きやすい。でも、今のものは中身は何にもないです。考えてもらいたい。

それから、もう一回腹が立ったので庁舎に戻ります。その費用と……

○副議長（岩崎隆寿君） 大澤議員、一問一答でお願いいたします。

〔「いいのだ」と呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） いいのだよ、これ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） 5分でまとめます。

そんなことで、佐渡汽船へ大きな船を買おうということで協力しました。あなた、佐渡に来るお客はどうだ、わからぬなんていうようなことを言っておいたらこれは大変なことになるので、逆さまになってもあれを効率よく運用しなければなりません。そこで、私が上越で聞いた、水族館はどうだ、いや、それは佐渡しっかり海だもの。そこに水族館ないといったらどこ行ったって日本中ないよ。千葉の女川へ行ってみろ、あるいは富山の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） 小名浜、僕の好きな。鴨川の水族館、福島、それからいわゆる富山の水族館、立派なのありますが、聞いたときに、赤字になりませんか、これどうしておりますかと言ったら、いや、やり方次第、観光ルートを両津へ上がったらずっと周遊するようにして必ず水族館へ入るようにルート組めと。そして、来たときには記念品を渡します。些少なものでいい。そういうぐらいにしてやれば、まだ60万観光あるのでしょうか。いや、何か60万割ったような気がする。それはそうかもしれぬけれども、やるのであれば企業ということから考えてそういうようなこと、思い切ったことをやらないと、我々も水族館はだめだ、赤字だと言うたのをまた20億もかけてやるのだというような話もいただいてまいりました。そんなことで、佐渡において佐渡の特徴のある、ジオパークなんて言っておるけれども、海の中まで潜って見てくるの誰もおりません。だから、そういったものも見させる必要があるし、学問的にも重要な資源があるわけですから、ぜひひとつ特徴を捉まえて水族館をつくるように、それこそ合併特例債がまだあるのですから、100億出せとって、私の水族館はP F Iだから一銭も要らぬのですから、ぜひともそういった効率のいい予算を官が民から取り出して、そして協力をしてやるというようなことで大目玉にひとつ水族館をつくると一声出ませんか。

以上で、まとめやれと言うておるから、いい答えを期待しております。ありがとうございました。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁はよろしいですか。要らないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） はい、わかりました。

それでは、以上で大澤祐治郎君の一般質問を終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 5時07分 休憩

---

午後 5時17分 再開

○副議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺慎一君の一般質問を許します。

渡辺慎一君。

〔4番 渡辺慎一君登壇〕

○4番（渡辺慎一君） 私は、渡辺慎一でございます。

きょう3月11日は、東日本大震災からちょうど3年、議会でも昼過ぎに黙祷を行いました。被災地の一日も早い復興を心から願っております。

さて、平成26年度の一般会計予算は、前年対比65億円、12.4%減の458億円が示されました。地方交付税が段階的に縮減されていく中、それに合わせて佐渡市の予算も段階的な縮減が余儀なくされ、一層の行政改革、経費節減が求められるところであります。私は、これまでの佐渡市の10年よりも、今後の5年、10年の行政運営のほうに難しいかじ取りが必要になってくると考えております。それは、山登りにも似ていて、登るときよりも下りのほうが難しいのと一緒であります。特に合併10年の反省の観点から、これ以上の地域力の低下、地域の空洞化を防ぎ、少しでも地域の活力、活性化、元気をどう取り戻していくかに関心を寄せております。行革を進めれば進めるほど地域の衰退を加速させることに反対です。本来行政改革とは、ほっておけば肥大化していく行政の組織、人員、経費を改革によって住民にしわ寄せをさせない、行政サービスを低下させないようにするためのものであります。もう一度言います。人間とは、安易な方向に流される動物であります。自らと自らの組織をきちっと見直しをしないと、いつの間にか無駄や効率の悪さが出る。それを放置しておくとも市民や地域住民に税金という形で痛みを押しつけることになる。そのようにならないように、それを見直すのが行革であると思っております。もう一度言います。行革を進めれば進めるほど地域の衰退を加速させることに反対です。本来行革とは、ほっておけば肥大化していく行政の組織、人員、経費を改革によって住民にしわ寄せをさせない、行政サービスを低下させないようにするためのものであります。きょうは、その辺も含めまして行政と市民の関係を探ってみたいと思います。

通告は、以下のとおりでございます。1、住宅リフォーム事業について。過去2回の実績と平成26年度の実施の可能性。

2、地域審議会について。合併特例債が5年延長されました。地域審議会も5年延長し、地域問題を諮問する必要はないかどうか。

3点目、新穂行政サービスセンターと新穂地区公民館についてであります。①としまして、現在旧新穂村時代の新穂公民館はなくなり、新穂行政サービスセンターに入っております。行政サービスセンターの窓口業務を元気館に移転する話がありましたけれども、元気館に移転した場合地区公民館をどのように考えているか。②、合併特例債を使った場合、1億円規模のものも3,000万ぐらいで建てられると聞いております。合併特例債を使って新穂の行政サービスセンターを木造の建物にするようなことは考えられないかどうか。

4点目、新穂地区体育館について。教育委員会が老朽化による安全性の心配を強調するのに、新穂の体育館が避難場所に指定されているのはなぜか。

5点目、新穂民俗資料館について。12月、一般質問で市長は地域との話し合いで妥協点を見出せ、見出すまで議論しなさいと言いました。妥協点が見つかるまで現状（開館の状態）と考えてよいかどうか。

演壇の場からは以上でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 渡辺慎一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、住宅リフォーム事業の今までの経過でございます。平成24年からでございますけれども、経済対策として実施をいたしました。全2回の応募がありまして、1,850件ございます。その結果としては、1,330件を事業採択をいたしましたところでございます。補助金総額は、4億円に対しまして総工事費が29億3,000万円で、これに産業連関指数等を加味いたしますと約15倍の経済波及効果が生まれたということになり、経済対策としては目的は達成できたというふうに認識をいたしておるところでございます。今後の住宅リフォーム支援事業への取り組みでありますけれども、今回この4月から消費税の引き上げがあるというようなこともこれあります。したがって、一番消費税の影響を受けやすい商店、これについては本議会におきましてお願いをしたわけでありまして、次の住宅リフォームにつきましても、いわゆる消費税を引き上げることによります消費動向あるいは市民の要望等を踏まえつつ景気判断を行った上で、経済対策のメニューの中の一つとして実施を検討していきたいというふうに考えております。

次に、地域審議会であります。地域審議会は、合併関係市町村の協議によりまして、合併の日から平成26年3月31日までと設置期間を定めまして、旧市町村の区域ごとに設置をしたものでありまして、今年度をもって終了することが定められております。今後どういうふうにするかということではありますが、私は今までの地域審議会についてもいろんなご意見を聞かせていただきまして、その中でいろんな課題もあるということも把握をいたしております。今後は、法令等に基づく組織を設置するのではなくて、地域住民自らが佐渡市全体の現状と課題を共有をしながら、その上でそれぞれの地域の活性化を話し合う、そういう組織が必要、いわゆる自主的な組織というものが必要だということに考えております。ただ、とはいながらきょう言ってぱっとあしたできるものではないわけでありまして、平成26年度における支所及び行政サービスセンターの一番の目玉の事業としてことはこれに取り組んでまいりたいということにしております。そのことについて我々としても一生懸命支援を申し上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

新穂の行政サービスセンターについては、昭和42年に建設された行政棟と平成2年に増築をいたしました議会棟がございます。行政棟は、築後、建ててから46年が経過をし、間もなく耐用年数である50年を迎えようというところでございます。塩害等の影響を受けにくい地域でもあることから、年数の割には老朽化が低いよということの報告も受けております。このため、まず耐震診断を実施をすることといたしております。そのことによって、その結果、これは今議会の補正予算に診断費用というものを計上させていただいたわけでありまして、したがってこの耐震診断の結果を見ながら、この結果をもとにして次の段階どうするのか。議員がいろんなご指摘がございますが、これについては議員を始め市民の方々と協議をしております、そういう形でいきたいというふうに考えております。

それから、新穂の体育館の問題でございます。これは、ご質問ですと避難場所として指定されているのではないかと、こういうお話でございますが、前にもご答弁申し上げましたけれども、避難所については現行の地域防災計画では既存の公共施設を中心に集落の集会所など536カ所を指定をいたしているところで

ございます。ただ、昨年の6月の災害対策基本法の改正におきまして、指定避難所の基準の明確化がなされてわけで、被災者の生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定をしなければならないというふうに規定をされているわけでありまして、したがって、このことを受けまして市としましては地域防災計画の見直しとあわせて既存の避難所の全ての見直しとしまして、これはこの方針であります。その基準を定められた政令がまだ公布されていないわけでありまして、公布され次第検証作業に入りたいというふうに見直しに入りたいと思っております。ご質問の新穂の体育館については、避難所としての法の基準を満たすか否かを今後検証しなければならないというふうに考えておるところであります。

次に、新穂の民俗資料館については教育委員会から説明をいたしますが、私自身いろんな地元の人たちとの経過もあるわけでありまして、拙速な判断ということではなくて、よく地元の人たちと話し合いをしながらやっていくということをお教育委員会のほうに指示を申し上げたところであります。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 渡辺議員のご質問にお答えをします。

新穂の民俗資料館についてですが、これ2月21日に意見交換会を実施しまして、多くの地域の方々にご出席をいただき、ご意見を聞かせていただきました。私も出席し、意見を伺いましたが、意見の内容は資料館を開館し続けてほしいというもの、それが圧倒的多数だったと思います。新穂のこの資料館は、美術、芸能、遺物、民俗資料等を展示しており、その構成は佐渡博物館と類似をしております。それで、教育委員会としましては類似した展示については統合を目指していますが、新穂の民俗資料館の多目的な利用を含めて資料館の活用について地域の皆様方からいろいろなアイデアをいただきたいということをお願いをしましたので、今月末に予定している2回目の意見交換会の中でさらに検討をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 1番から5番まで、住宅リフォームに関しましては景況判断を見て行う可能性があるかと。

2番目に関しましては、地域審議会が終了するけれども、新穂にも自主的な自発的な自主組織が生まれようとしておりますので、そういう法律があるということならばその辺で新穂地域の活性化のためにそういう自主独立の自発的組織がこれから活躍することをお祈りして、これも了といたします。

3番目の行政サービスセンターと新穂地区の公民館、合併して10年といたしますけれども、要するに戦略的なものとか、佐渡の産品を関東圏あるいは大消費地に出荷をするというような、そういう意味では佐渡はオール佐渡一本でいくのがよろしいかと思うのですけれども、佐渡全体広うございますし、それから各地域によっては非常に、特に新穂は農業立村でもございまして、それなりの文化、そういうものを持っておりますし、新穂の人はといったときに非常に私からすると真面目でおとなしくて芯の強い人が多いのだ



ろうというふうに思っております。これに関しましては、全部佐渡、合併前の10の市町村を全て平らにしていくのではなくて、要するに地域間のよい意味の競争、そういうものを引き出していきたい。それと、地域の実情、例えばほかの新穂以外には公民館という建物はあるのかもしれないのですが、実際のところは今は新穂の体育館の隣にあった新穂の公民館というのは、現在建物は壊されまして行政サービスセンターの中に図書館やら公民館の機能が入っておるわけでございます。利用状況なんかも見ますと、とつてもではないですが、これを分類することができないぐらいの利用率でございます。ですから、そのことに関してはきょうは触れませんが、地域の実情に合わせながら丁寧な行政運営をお願いしたいというのが私のお願いでございます。

4番目の新穂体育館、これに関しましても避難場所に指定していて、今後法律的な避難場所としての要件が合致しているかということを見直すということなので、これもしばらく待ちたいと思います。

5番目でございますけれども、先ほど教育長のお話にもございました。2月の21日に教育長と課長が来てくれました。あそこに、意見交換会に集まった人数というのは、多分70人はいたと思うのですが、何としても残してほしいと。ただ、課長のほうからも現状維持ではだめだ、何かプラスアルファをつけ加えられる有効な活用方法があればということでございますけれども、私からしますと先ほどの新穂をどうするか、活性化するにはどうしたらいいかというようなことでもって動き始めている連中もおりますし、この民俗資料館に関しましては、今までは裂き織りのグループにいろんなことお願いしていたわけですが、そこには新穂銀山友の会、それから歴史研究会等、幾つもの会がございます。こういう人たちがあそこを、この間の教育長、課長が来たときの眼鏡に合うような有効な活用ができるかどうかということを今後話し合いをしていきたいのですが、私が一番心配しているのは、この間の2月21日の説明が住民に対する初めての意見交換会としたならば、それから40日後の今度の来たる4月1日には閉館するということを、それを何とかならないかということがここでの一番の最初の質問になりますけれども、そのことに関しましていろんな地元の動きが出ております。その地元の動きが出ておる、前回12月議会で市長が、私が2年の時間をいただきたいということに対しまして、市長は行革もしなければいけないので、2年という時間になるか1年半になるか1年になるかはわからないけれども、よく地元と協議をしてそのところを詰めるようにということでございます。もう一度そこを、いろんな何とか有効活用したいという連中が今動いてくれておりますので、閉められてしまつては困るのです。そこを束ねるのもいろんな会でございますので、できましたら新穂の行政サービスセンター長を事務局にしまして、開館したまま、できるだけ早い結論が、有効活用ができるような方向に持っていつたらというふうに私は願つておるわけですが、閉めるのではなくて開館したまま、それを決着がつくまで開館することというのはできないかどうか、市長、ひとつお願いいたします。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前段のところでもちよつとご説明申し上げますが、私常々申し上げていることでありまして、また今再度このことのご指摘をいただいたということは、まだ私の本音が伝わっていないのかどうかかわかりませんと思つて、合併の効果としましてはオール佐渡での発信ということができたわけですが、したがつて、一定のロットとか発信力とか、あるいは信頼感というものが出てきておりますので、こ

これは非常に大きな効果だと思っています。ただ、反面、地域間の格差が広がっているということもこれまた事実であります。したがって、地域間の格差をなくすためには佐渡全体の旧10カ市町村の地域が均一的な発展ということはあるわけでありますので、特色ある地域をつくっていかねばならないと思っています。したがって、私は支所、行政サービスセンターというものを存続させて、これからもそこを中心として動かしていくということでありますし、地域審議会にかわるものもその中でやっていくということも先ほど申し上げました。さらに、今回耐震の問題についても支所、行政サービスセンターというものも出させていただいたわけでありますので、議員が今ご指摘になった全くそのとおりと、私の考えは変わっておりませんので、それだけはひとつご理解をいただきたいと思っています。

それから、もう一つ、新穂の民俗資料館であります。合併をしたときに、今度八幡にいわゆる博物館というものができる。そして、なおかつインフォメーションセンターがあって、そういうものを組み合わせただ中で合併の効果を出していかなければならない。とすれば、いわゆる類似の施設というものは極力減らしていかなければならぬということ、これはもう方向としてはそういう方向でやらせていただきたいと思っています。ただ、先ほどの地域間の問題もありますし、そういうことも含めると同時に、もう一つはやっぱり説明責任というのが必要なのです。木で鼻かんだようなこと言うのはうまくない。私自身もたまたま、今新穂の区長やっていると申しますけれども、私の県のとときの同僚でもありましたので、彼とよく話をしております。そうすると、地元が自主的に活用するという方向も今模索をしているのだということもあるので、それだったらよく話し合ってくださいよということを教育長、教育委員会に話をしていると、こういうことでございます。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） そこまではいいのですけれども、2月の21日に教育長、課長が来られても、そのフロアの意見は全体で2時間半、一回も休憩とらないでずっと続いたわけでございます。小林教育長と課長には大変失礼でございますけれども、あそこのフロアの人たちは要するにもう閉館ありきだと、要するに話し合っただけで新穂を何とかしよう、資料館を何とかしようというその会議を重ねる、あるいはどういうふうな活用があるか。この次に3月26日にまたおいでになるという、教育長と課長がおいでになるということですが、そのときにももう絶対に閉館だと、もう閉館しかないのだの中で何かいい利用方法ありますかというそういう、そのときの議事録もありますけれども、全ての意見これ入っているのですけれども、要するに最初から閉館ありきで何にも前に進まない。何のための意見をもらいに来ているのだからわからない。だんだん、だんだん腹が立ってくるというような、そういう人たちが多いわけです。ですから、私からすれば、そういういろんな動きがございますので、それは3月、今裂き織りのグループも今月そこに入っております。4月になったらぱっと方針どおり閉めてしまうというのではなくて、私はこういう地元の動きとか地元の、それこそ先ほど市長が言われたように特色ある地域のそういうものに期待することになれば、私は演壇の場からも言いましたけれども、地域間のよい意味の競争というのはこれ利用しなければいけないのです。なぜ地域力というか、住民パワーを最大限に引き出そうとしないのか。頭ごなしにもう閉館しかないのだというような、それが私にはわからない。先ほど丁寧な説明というのがありましたけれども、新穂の人間があそこに、70人ぐらいは多分いたという人たち、おのおのだんだん、だん

だん会議を閉めるときになってくると吐いている意見もかなり厳しいものになってきているわけです。その中には、要するにこれが行政のやり方だ、非常に私も官僚的な、一旦決まったものは取り消せないみたいな感じに聞こえておるわけでございますけれども、その辺のところを、まず1年なら1年でもいいから、半年なら半年でもいいです。あるいは3カ月で決まったらそれはそれでいいではないですか。私は、これからの時代というのは、10年を過ぎて財政的にも佐渡市が大変厳しくなってくる。そうなればそうなほど住民の力をかりたほうが得だというふうを考えておるわけです。だから、今度の3月の26日に来られても、この間も私冗談で言いましたけれども、いいお土産ないなら来なくてもいいよ、私ちょっと嫌みを言ってしまうかもしれませんが、私からすれば98万円なんて大したことはないですよ。住民のパワー、特色ある昔の、それこそ佐渡は一島一市だけれども、6つの旧市町村がいい意味の競争、地域を活性化しようという、そういう動きを行政が利用したほうが、98万円なんていうそういう経費は私は元が取れる、そういうふうに思っているわけです。そういう意味で、教育長に答弁いただきたいのですけれども、開館したまま要するに地元の人たちのパワーを利用する、地域力を引っ張り出す、そういう意味でいい案が、活用案が出るまで時間をやるというふうに言ってくれればこれで私は終わりにしたいのですけれども、そのところひとつよろしくお願いします。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

この前ご意見を伺いまして、持ち帰りますということで、先日の教育委員会にもそのお話をしました。そういうことを、同じ種類のものが2カ所、3カ所にあるということは、当然それは1つにしていきたい、そのように思っておるわけですが、多目的な活用も含めてどういう活用の仕方があるのかということについては、この後も検討をしていきたいし、それで多目的な活用の部分でそこをあけておくことができるというのなら、それは多目的のほうの部分で活用できるということなので、それはまた考える余地はあるのかなというように思っておりますので、この3月26日のまた話し合いのときにご意見も伺いたいし、私たちも少し考えを述べたいというように思っております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 多目的な活用になるかどうか、今度の26日提案があるかどうかということもございますし、一回きりで物事が決まるとは思えないのです。例えば新穂の体育館を27年に建物を壊すといったときに、何かいい方法ないかなといったら3者がこんな方法がある、こんな方法がある、あんな方法があるという若いグループが出ました。しかし、その3つの意見というのはすばらしいのですけれども、いや、あなたのが一番いいからあなたにとかというようなことは言えないのです。こんな使い方ができる、あんな使い方ができる、こうやって使わせてほしいというのが出るわけです。それは、1つのグループが体育館なら体育館を占有してしまっというよりも、こんな使い方ができる、あんな使い方ができるという人たちが何回も何回も協議を重ねて、みんなが納得するような形の中で使っていただくのが私は一番いいと思う。ですから、単にぽつと何か意見述べてくださいと言ったら、いい意見がありますので、ではそのよ

うにどうぞというようなわけにはいかない。というような意味で、私は4月1日に閉めてしまうのではなくて、多目的な活用ができないかというその協議をしている間だけでも民俗資料館をあけた状態にしていただけないでしょうかということ言っている。もう一回、教育長、お願いします。

○副議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今ほどもお答えしましたように、多目的な活用ができるかどうかということが1つ大事な点かなと。現状のままでということだと、なかなか開館できないわけですので、ぜひ26日に、私たちもその考えを持っていきますし、ぜひ地元の皆様方の考えもお聞かせを願いたいなと。そういうことで、開館するという方向で多目的な活用ができるかどうかということを詰めていきたい、そのように思っております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） なかなか難しいようではございますけれども、1つここで言うておきます。図書館の問題とか、ほかにもございますけれども、それまでは体育館の問題も含めまして協議会を通しておおむねその答申といたしますか、そういうものを受けて物事を決定していることが多いと思いますが、新穂の場合には、平成23年5月ですか、博物館協議会、そのほうで実はどのように答えているかといいますと、済みません、小林課長、お願いします。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

新穂につきましては、美術品等がございますので、そういう利用、または遺物、遺跡の跡から掘り出したものでございますが、そういうものもございますので、そういうものを中心に特色ある展示をしてはどうかというふうに博物館協議会からは答申をいただいております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 平成23年5月18日、佐渡市博物館協議会、この答申に関しまして、ページ書いていないですね。新穂のところは、これはどのような答申になっていますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

新穂につきましては、美術工芸展示にリニューアル化（土田麦僊等）というふうに資料2の別表のところで記載されております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 資料2、その5のところにも新穂歴史民俗資料館、佐渡市の博物館協議会が答申した

中には、今課長が答えてくださったように美術工芸展示にリニューアル化（土田麦僊等）、備考のところ  
に考古資料の集約、展示も検討ということでもって、平成26年は別にこれ閉館の答申は出していないので  
す。その後の動き、多分私は教育委員会だと思うのですけれども、その辺の博物館協議会では新穂の民俗  
資料館は美術工芸品にリニューアルして、平成26年もあけて使ったらどうですか、考古資料の集約展示も  
検討したらいいですよという答申なわけです。これがなぜひっくり返ったのか、そのひっくり返るまでの  
経過を説明してくれますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

同じ答申、この答申は平成23年5月18日に出されたものです。その時点で佐渡市は、佐渡博物館の資料  
を譲り受けて、それを展示するという計画はございませんでした。そのときの計画の中では、現在は民営  
である佐渡博物館については将来的には佐渡市における中核的な博物館として位置づけ、既存資料の展示  
に加え、世界遺産等を見据えた金銀山の展示及びジオパークの拠点展示施設として位置づけも考慮に入れ  
る。この時点では、まだ佐渡博物館は民間ですよと、佐渡市の博物館ではありませんという方針でござい  
ました。その後平成24年から佐渡博物館の存続を検討した中で、先ほど申しましたように佐渡市立佐渡博  
物館、この12月に議決いただきましたが、佐渡市の博物館として佐渡博物館を展示する中では類似してい  
るという判断で新たに統合するという方針を出したものでございます。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） そうすると、博物館協議会の答申とは違って、中央博物館ですか、財団法人が解散  
して佐渡市の中央博物館にすると。その中で私も報告いただいた記憶があります。それは、中央博物館を  
1億二千五、六百万ぐらいだったと思うのですけれども、最初の提案、報告、両津の博物館800万、新穂  
の民俗資料館約100万、それを閉館してそちらのほうに充当するというようなことだったと記憶しており  
ます。博物館協議会へは、これ教育委員会で多分決めて、議会にもそのように報告したのでしょうか。こ  
も、報告はしてあるのですか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

平成24年の12月に博物館協議会に新たな博物館の統廃合計画、現計画でございまして。それをご説明をし  
ました。その方向でおおむね進んでよいというご返事をいただいております。その後教育委員会に諮りま  
して、今のは平成24年の12月です。その後平成25年の8月8日の博物館協議会に再度そのことをお諮りを  
しまして、正式にご意見というものいただきたいというふうにお願いをいたしました。その中では、現計画の  
まま進めてよいというふうにご意見をいただいております。さらに、先日の2月の説明会を受けまして、こ  
のことをしっかり博物館協議会にも伝えるようにと、こういう意見が地域にあるということをしかり博  
物館協議会に伝えるようにという地域の方々の意見がございましたので、その旨ついその後、2月末に博

博物館協議会ございましたので、お伝えをしました。その中では、類似したものは統合する方向で進めるべきではあるが、地域の説明は十分にするようにというふうなご意見をいただいております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） そうすると、早いうちの博物館協議会での答申は平成26年度もこれ丸になっております。昨年の中央博物館との兼ね合いで新穂と両津は廃止する。そして、新穂については類似のものがある。企画展等もやりながら中央博物館のほうでということでありますけれども、問題はその後です。新穂の住民が集まったときにどの部分をクリアしたならば開館できるのかと。それは、多目的なというようなことだったのですけれども、100万円なら100万円、要するに経費を削減するだけのものが、何か稼ぎ出すようなことをすればいいのかどうかというような質問もあったかと思うのですが、多目的な中に小林課長はどこか新潟のあるところを、こんなことも考えられますというようなことでもってちょっと口に出していますよね。それわかりますか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

新潟市歴史博物館、みなとぴあの事例をたしか私は述べたかと思いますが、ボランティアガイドということで無償のガイドの方々が博物館で案内をしております。ちょうど佐渡汽船の相向かいのところなのですけれども。そういうふうな地域の方々のお力をおかりした中であけ続けることができないかをこの後お話し合いの中でご検討いただきたいというふうに考えております。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） らちが明かないようなので、この話は終わりにしますが、ちょっと二、三苦言を呈しておきます。苦言のまず1番目に、以前出ました、資料要求しましたら出た新穂体育館の収支状況、これが新穂の地域審議会に対しまして、平成23年度の数字を使っているというのを12月議会にも言ったのですけれども、実際平成24年度の数字というのは、あのときも言いましたけれども、合計で102万6,447円の歳出で、歳入が26万5,380円ということでもって、この差し引きをしますと76万1,097円なのです、76万1,097円。約100万から26万引くのですから、平成24年度です。これを新穂の地域審議会への答申というのは、平成23年度の118万円かかっていて19万円の収入しかない。だから、おおむね100万ぐらい経費を節減したいということで説明したわけですが、平成24年度のもの使えば約76万円なのです。しかも、一度修理、例えば水道の口径を変更した、水銀灯の取りかえした、そんなの毎年出てくる経費ではないですから、電気料を調べればたった45万。これは、今年の11月の29日か何かに地域審議会に答申出しているわけですから、ここに出すのはやっぱり平成23年も出した上に平成24年出してほしかったです。私も吹けば飛ぶような小さな商売ですが、リアルタイムに数字を押さえない。今現在どうなっているかによってこれからどうしようかということ非常に気にしております。そういう意味では、平成23年の古い数字を使うのではなくて、昨年報告したのは平成25年ですから平成24年の数字で報告しなければいけない。この数字を1つ苦言を呈しておきます。

それから、もう一つ、12月の私の一般質問に対しまして、私がそれを求めたわけではないのですが、体育館の耐震診断650万、それから耐震改修費用が4,700万と見込まれるというふうに答えておりますけれども、ちょっとその辺のところをある人に話しておりましたら、おかしいな、そんなに広いかな、そんなに高いかな、おかしいなと気づく人がいるのです。それは何だったかということ、体育館の隣にあった旧新穂村時代の、今行政サービスセンターに入っている新穂の公民館が壊されたにもかかわらずその面積まで入っているわけでありまして。正しい平均の単価で計算するとどのくらい見込まれるかということをおもひも資料要求してありますけれども、その辺650万の4,700万というのがどのように変わりましたか。

○副議長（岩崎隆寿君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

1点目の収支の件については、確かに平成23年のものに平成24年のものをつけるべきでした。今後気をつけます。

2点目の体育館の件でございますが、議員ご指摘のとおり体育館と隣接をしておりました公民館の面積も入っておりました。それで、2,146平米、これを元数字に計算をした数字が先ほど議員がおっしゃった数字です。実際は55%、約1.5倍の面積になっておりまして、現在残っている体育館としましては1,384平米でございます。それで、耐震診断委託料、これも試算でございますが、約480万、耐震改修工事費については約3,000万程度というふうに推計しております。

以上です。

○副議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 今先ほど申し上げたのが苦言の2でありますけれども、我々議員というのは資料要求して正しい資料によって正しい議論ができると思うのです。あるいは地域審議会に出す資料もそうあります。それが先ほどの、例えば平成25年度に報告しているわけですから、本来平成24年度に締めたものを報告して、提案というか、提示すればいいものをそういうようなことであつたり、こういうふうになんか2点目言いましたけれども、そもそも650万の耐震診断と4,700万、それが大幅に違っているわけですが、公民館があつたと。そうすると、議論の根拠がもう全然崩れてしまうわけです。

この2点を指摘いたしまして、今度3月26日、また来られるということでございますけれども、最後に、私はその演壇の席からも言いました。今までの合併10年よりもこの後5年先、10年先のほうが行政の運営も財政的な運営も厳しいと、厳しくなるだろうと私は思っております。それは、自分の個人の問題に置きかえてみましても、一旦上げた生活レベルを下げるというのはなかなかできないわけです。これから市の財政も行政の運営も非常に厳しくなるというふうに予想されるならば、また合併前に戻れとは言いません。先ほど市長もおっしゃったように、地域間のいい意味の競争、住民のやる気を引っ張り出せる、市の方向と各地区特色のある人たちのベクトルが同じ方向に向くように、行政はこっち、右という、住民は左という、ベクトルやろうとしても点にしかならないというようなことがないように、行革の旗を振れば振るほど今後地域に対する丁寧な説明と、これが行政のやり方だとか非常に官僚的だなんていうようなことを言われて、行政に対する住民の協力あるいは地域のやる気をそぐようなことのないように精いっぱい住

民のパワーを引き出して、お互い行政とこの地域、佐渡の人間が一緒に手を携えていこうというような行政の立ち振る舞いあるいは温かいまなざしを期待いたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。  
ありがとうございました。

○副議長（岩崎隆寿君） 以上で渡辺慎一君の一般質問は終わりました。

---

○副議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす午前10時から一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 6時13分 散会